

政策評価調書(政策評価体系図)

所管名:内閣府(組織)警察庁

23年度成立予算における政策評価体系図 【平成23年度政策評価の実施に関する計画(23年3月策定)】	24年度概算要求における政策評価体系図 【平成24年度政策評価の実施に関する計画(24年3月策定(予定))】	政策評価 調書番号
・市民生活の安全と平穩の確保	・市民生活の安全と平穩の確保	
1. 犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり	1. 犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり	
2. 地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化	2. 地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化	
3. 少年非行の防止	3. 少年非行の防止	
4. 犯罪等からの少年の保護	4. 犯罪等からの少年の保護	
5. 良好な生活環境の保持	5. 良好な生活環境の保持	
6. 経済犯罪等の取締りの推進による良好な経済活動等の確保	6. 経済犯罪等の取締りの推進による良好な経済活動等の確保	
7. 環境事犯の取締りの推進による環境破壊等の防止	7. 環境事犯の取締りの推進による環境破壊等の防止	
・犯罪捜査の的確な推進	・犯罪捜査の的確な推進	
1. 重要犯罪に係る捜査の強化	1. 重要犯罪に係る捜査の強化	
2. 重要窃盗犯に係る捜査の強化	2. 重要窃盗犯に係る捜査の強化	
3. 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化	3. 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化	
4. 振り込め詐欺の捜査活動及び予防活動の強化	4. 振り込め詐欺の捜査活動及び予防活動の強化	
5. 科学技術を活用した捜査の更なる推進	5. 科学技術を活用した捜査の更なる推進	
6. 被疑者取調べの適正化の更なる推進	6. 被疑者取調べの適正化の更なる推進	
・組織犯罪対策の強化	・組織犯罪対策の強化	
1. 暴力団の存立基盤の弱体化	1. 暴力団の存立基盤の弱体化	
2. 取締りの強化による薬物密輸・密売組織の弱体化	2. 取締りの強化による薬物密輸・密売組織の弱体化	
3. 銃器犯罪の取締りの強化による暴力団等犯罪組織の弱体化	3. 銃器犯罪の取締りの強化による暴力団等犯罪組織の弱体化	
4. 来日外国人犯罪対策の強化	4. 来日外国人犯罪対策の強化	
5. 犯罪収益対策の推進	5. 犯罪収益対策の推進	
・安全かつ快適な交通の確保	・安全かつ快適な交通の確保	
1. 歩行者・自転車利用者の安全確保	1. 歩行者・自転車利用者の安全確保	
2. 高齢運転者による交通事故の防止	2. 高齢運転者による交通事故の防止	
3. 飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立	3. 飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立	
4. 被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少	4. 被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少	
5. 道路交通環境の整備	5. 道路交通環境の整備	
・国の公安の維持	・国の公安の維持	
1. 重大テロ事案等の予防鎮圧	1. 重大テロ事案等の予防鎮圧	
2. 大規模自然災害等の重大事案への的確な対処	2. 大規模自然災害等の重大事案への的確な対処	
3. 警備犯罪取締りの的確な実施	3. 警備犯罪取締りの的確な実施	
4. 国内外における情報収集・分析機能の強化による対日有害活動・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処	4. 国内外における情報収集・分析機能の強化による対日有害活動・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処	
・犯罪被害者等の支援の充実	・犯罪被害者等の支援の充実	
1. 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実	1. 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実	
・安心できるIT社会の実現	・安心できるIT社会の実現	
1. 情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止	1. 情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止	

政策評価調書(政策評価体系図)

2. 予算書における項・事項と一致する政策レベルは必ず記載すること。
3. 22年度成立予算における政策評価体系図については、22年度成立予算に沿って実施する政策の評価に係る体系図を記載すること。また、体系が記載されている根拠となるもの(22年度成立予算に対応する政策評価基本計画、実施計画等)及びその策定年月を記載すること。
4. 23年度概算要求における政策評価体系図については、概算要求に沿って23年度において実施することが予定されている政策を記載すること。また、体系が記載されている根拠となるもの(政策評価基本計画、実施計画等、予定を含む)及びその策定年月を記載すること。なお、23年度の新規の政策及び前年度政策評価体系図における政策の名称から変更があるものについては、下線を付すこと。
5. 予算書における項・事項と一致する政策レベル以外でも評価を実施している場合は、個別票を別途作成することとし、政策評価調書番号は記載例2のとおり付番すること。
6. 政策ごとの予算がないものについては、政策評価調書番号欄に「-」を記載する。

政策評価調書(政策評価体系と概算要求書の対応表)

所管:内閣府		会計:一般会計		組織又は勘定:警察庁		【平成24年度政策評価の実施に関する計画(24年3月策定(予定))に対応するもの】				
政策評価 調書番号	政策評価 の対象	概算要求書								
		(項)	(事項)							
	×	警察庁共通費								
		国家公安委員会に必要な経費 (主要経費 95)								
		警察庁一般行政に必要な経費 (主要経費 95)								
		国際会議等に必要な経費(主 要経費 95)								
	×	警察庁施設費								
		警察庁施設整備に必要な経費 (主要経費95)								
		民間資金等を活用した警察庁 施設整備に必要な経費(主要 経費95)								
	×	東日本大震災復旧・復興警察庁施設 費(新規)								
		東日本大震災復旧・復興に係 る警察庁施設整備に必要な経 費(新規)								
	●	生活安全警察費								
		市民生活の安全と平穩の確保 に必要な経費		●						
	●	刑事警察費								
		犯罪捜査の的確な推進に必要 な経費			●					
	●	組織犯罪対策費								
		組織犯罪対策の強化に必要な 経費				●				
	●	交通警察費								
		安全かつ快適な交通の確保に 必要な経費					●			
	●	東日本大震災復旧・復興交通警察費 (新規)								
		東日本大震災復旧・復興に係 る安全かつ快適な交通の確保 に必要な経費(新規)					●			
	●	警備警察費								
		国の公安の維持に必要な経費					●			
		皇宮警察本部								
	×	皇宮警察本部に必要な経費 (主要経費 95)								
	●	護衛・警備に必要な経費(主 要経費 95)					●			
	●	船舶建造費								
		船舶建造に必要な経費		○	○	○		●		
	●	東日本大震災復旧・復興船舶建造費 (新規)								
		東日本大震災復旧・復興に係 る船舶建造に必要な経費(新 規)		○	○	○		●		
	●	犯罪被害給付費								
		犯罪被害給付に必要な経費						●		
	●	情報技術犯罪対策費								

		情報技術犯罪対策に必要な経費							●
		科学警察研究所							
	×	科学警察研究所に必要な経費 (主要経費 13)							
	●	研究・鑑定等に必要な経費 (主要経費 13)	○	○	○	○	○	○	●
	●	警察活動基盤整備費							
		警察活動基盤の整備に必要な経費	○	○	○	○	○	○	●
	●	東日本大震災復旧・復興警察活動基盤整備費(新規)							
		東日本大震災復旧・復興に係る警察活動基盤の整備に必要な経費(新規)	○	○	○	○	○	○	●

注)「政策評価の対象(● ×)」欄については、以下の整理により記載すること。

- については政策評価の対象となっているもの
- については政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの
- ×については政策評価の対象となっておらず、政策との対応関係を明らかにできないもの(以外)

政策評価調書(政策評価体系と概算要求書の対応表)

所管:内閣府、総務省及び財務省 会計:交付税及び譲与税配付金特別会計

組織又は勘定:交通安全対策特別交付金勘定

政策評価 調書番号	政策評価 の対象	概算要求書							
		(項)	(事項)						
		交通安全対策特別交付金							
		交通安全対策特別交付金に必要な経費							
	×	諸支出金							
		諸支出金に必要な経費							
	×	予備費							
		予備費							

注)「政策評価の対象(● ×)」欄については、以下の整理により記載すること。

- については政策評価の対象となっているもの
- については政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの
- ×については政策評価の対象となっておらず、政策との対応関係を明らかにできないもの(以外)

政策名		市民生活の安全と平穩の確保		評価方式	実績評価	番号	
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度概算要求額	
予算 の 状 況	当 初 予 算 （ 千 円 ）	201,454	248,839	211,886	190,841	78,841	
		< 121,322,032 >	< 112,825,471 >	< 119,561,384 >	< 103,367,889 >	< 127,337,069 >	
	補 正 予 算 （ 千 円 ）	9,750	781,364	0	0		
		< 2,267,751 >	< 107,562,403 >	< 3,838,330 >	< 16,608,469 >		
	繰 越 し 等 （ 千 円 ）	0	0	0			
		< 2,663,809 >	< 834,614 >	< 35,885,711 >			
	計（千円）	191,704	1,030,203	211,886			
		< 121,718,090 >	< 221,222,488 >	< 159,285,425 >			
執行額（千円）		146,039	749,117	175,983			
		< 116,708,667 >	< 162,651,642 >	< 122,648,492 >			
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法		別添平成22年度実績評価書要旨参照。					
政策評価結果を受けて 改善すべき点							
政策評価結果の予算概算要求等 への反映状況		既存の施策を引き続き実施すべきであるとされた政策評価結果を踏まえ、街頭犯罪及び侵入犯罪の更なる減少、あらゆる事件事故に迅速的確に対応できる体制を構築するための初動警察の更なる強化、少年の規範意識の向上及び立直り支援等の推進、犯罪等からの少年の保護、良好な生活環境の保持、国民の日常的な経済生活に影響を及ぼす犯罪の取締りに必要な対策を推進することとし、これらに必要な経費を概算要求した。					

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	市民生活の安全と平穏の確保						番号			(千円)
	予 算 科 目						予算額		政策評価結果の反映による見直し額合計	
	整理番号		会計	組織 / 勘定	項	事項	23年度 当初予算額	24年度 概算要求額		
対応表において● となっているもの	A	1	一般	警察庁	生活安全警察費	市民生活の安全と平穏の確保に必要な経費	190,841	78,841	-490	
	小計						190,841	78,841	-490	
対応表において となっているもの										
	小計								0	
対応表において。 となっているもの	C	1	一般	警察庁	船舶建造費	船舶建造に必要な経費	< 0 >	< 0 >		
	C	2	一般	警察庁	東日本大震災復旧・復興船舶建造費	東日本大震災復旧・復興に係る船舶建造に必要な経費	< 0 >	< 782,755 >		
	C	3	一般	警察庁	科学警察研究所	研究・鑑定等に必要な経費	< 803,787 >	< 751,216 >		
	C	4	一般	警察庁	警察活動基盤整備費	警察活動基盤の整備に必要な経費	< 102,564,102 >	< 110,285,565 >		
	C	5	一般	警察庁	東日本大震災復旧・復興警察活動基盤整備費	東日本大震災復旧・復興に係る警察活動基盤の整備に必要な経費	< 0 >	< 15,517,533 >		
	小計						< 103,367,889 > の内数	< 127,337,069 > の内数		
対応表において となっているもの							< >	< >		
							< >	< >		
							< >	< >		
							< >	< >		
	小計									
合計						190,841 < 103,367,889 > の内数	78,841 < 127,337,069 > の内数	-490		

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		市民生活の安全と平穩の確保				番号		(千円)
事務事業名	整理番号		予算額		増減	政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容	
			23年度 当初 予算額	24年度 概算要求額				
生活安全の確保に関する研究会の開催	A	1	1,414	924	490	490	既存の施策を引き続き実施すべきであるとされた政策評価結果を踏まえ、生活安全の確保に関する研究会の開催に必要な予算を要求する一方、会議の内容・頻度を見直すなど効率性等の観点から経費縮減を図った。	
- - - - -								
- - - - -								
- - - - -								
- - - - -								
- - - - -								
- - - - -								
- - - - -								
- - - - -								
- - - - -								
- - - - -								
- - - - -								
- - - - -								
- - - - -								
- - - - -								
合計						490		

平成22年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成23年 7 月

担当部局名：警察庁生活安全局

施策名	市民生活の安全と平穩の確保	政策体系上の位置付け
		基本目標 1
施策の概要	業績目標 1 犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり 街頭犯罪・侵入犯罪に代表される国民が身近に感じる犯罪や子どもが被害者となる犯罪等の未然防止を図るため、ハード・ソフト両面における各種防犯対策等の施策を推進し、国民が安全にかつ安心して暮らせる社会を実現する。	
	業績目標 2 地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化 地域警察官の執行力の強化、交番機能の強化等により地域警察官による街頭活動の一層の推進を図るとともに、通信指令機能の強化を中心とした初動警察活動の強化を図る。	
	業績目標 3 少年非行の防止 少年犯罪の取締り及び街頭補導活動を強化するとともに、再非行抑止のための立ち直り支援等を推進することにより、少年非行の防止を図る。	
	業績目標 4 犯罪等からの少年の保護 児童買春・児童ポルノ事犯等の少年の福祉を害する犯罪（以下「福祉犯」という。）の取締りと被害少年の発見・保護活動等を推進することにより、犯罪等からの少年の保護を図る。	
	業績目標 5 良好な生活環境の保持 風俗営業者等に対して必要な規制を加えるとともに、風俗営業者の自主的な健全化のための施策を支援し、業務の適正化や風俗関係事犯の取締りを推進するほか、猟銃等の所持者に対して適正な取扱いや保管管理の徹底に関する指導等を行い、猟銃等の事件・事故を防止することにより、良好な生活環境を保持する。	
	業績目標 6 経済犯罪等の取締りの推進による良好な経済活動等の確保 経済活動を侵害するとともに、国民の日常生活に影響を及ぼす犯罪等の取締りの推進により、良好な経済活動等を確保する。	
	業績目標 7 環境事犯の取締りの推進による環境破壊等の防止 環境を破壊する犯罪の取締りの推進により、環境破壊等を防止する。	
	【評価結果の概要】	
	(評価の結果)	
	業績目標 1 犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり 業績指標 及び については目標を達成したことから、業績目標である「犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり」を達成したと認められる。 しかしながら、街頭犯罪・侵入犯罪を含む刑法犯の認知件数は、22年度中は約156万件と、120万件前後で推移していた昭和40年代と比較すると依然として高い水準にあり、また、子どもや女性を被害者とする犯罪についても、いまだ発生が後を絶たず予断を許さない状況にあることから、引き続き犯罪予防対策を推進する必要がある。	
	業績目標 2 地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化 業績指標 及び については目標を達成したことから、業績目標である「地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化」を達成したと認められる。 「社会意識に関する世論調査」（平成23年 1 月内閣府調査）によると、現在の日本の状況について、悪い方向に向かっている分野として「治安」を挙げた者の割合は21.1%となっており、前年調査に比べて4.1ポイント減少しているものの、治安に対する国民の不安が十分に払拭されたとは言えず、いわゆる体感治安についてはいまだ国民が求める水準に至っていないと考えられることから、地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化を引き続き推進する必要がある。	
	業績目標 3 少年非行の防止 業績指標 については目標をおおむね達成し、 については目標を達成したことから、業績目標である「少年非行の防止」をおおむね達成したと認められる。 しかしながら、刑法犯少年の人口比は成人の約 5 倍となっており、少年による社会の耳目を集める事件も発生していることから、少年非行情勢は依然として予断を許さない状況にある。したがって、引き続き少年犯罪の取締り及び街頭補導活動を推進するとともに、再非行抑止のための立ち直り支援等を推進する必要がある。	
	業績目標 4 犯罪等からの少年の保護 業績指標 及び については目標を達成したことから、業績目標である「犯罪等からの少年の保護」を達成したと認められる。 しかしながら、依然として少年の福祉犯被害が後を絶たないことから、これらの事犯の取締りと被害少年保護対策を更に推進する必要がある。	

業績目標 5 良好な生活環境の保持 業績指標 については目標の達成が十分とは言い難いものの、業績指標 及び については目標を達成したことから、業績目標である「良好な生活環境の保持」をおおむね達成したと認められる。 しかしながら、繁華街・歓楽街を中心に、いまだ違法性風俗店等が根絶されておらず、また、狩猟等の行為中に発生する事故は後を絶たないことなどから、引き続き風俗関係事犯の取締り及び猟銃等の事件・事故の防止に向けた取組を行う必要がある。
業績目標 6 経済犯罪等の取締りの推進による良好な経済活動等の確保 業績指標 及び については目標の達成が十分とは言い難いものの、 については昨年に比べ検挙事件数及び検挙人員が増加しており、業績指標 及び については目標を達成していることから、業績目標である「経済犯罪等の取締りの推進による良好な経済活動等の確保」をおおむね達成したと認められる。 しかしながら、高齢者等を被害者とする特定商取引等事犯、暴力団が関与するヤミ金融事犯、国民の健康を脅かす現実的可能性が高い事犯等が後を絶たないことから、これら事犯の取締りを優先的に行っていく必要がある。
業績目標 7 環境事犯の取締りの推進による環境破壊等の防止 業績指標 については目標を達成し、業績指標 についても目標をおおむね達成したことから、業績目標である「環境事犯の取締りの推進による環境破壊等の防止」をおおむね達成したと認められる。 しかしながら、自然環境を破壊する環境事犯が後を絶たないことから、引き続き環境犯罪の取締りを推進する必要がある。
(評価の結果の政策への反映の方向性)
業績目標 1 犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり 主な街頭犯罪及び侵入犯罪の認知件数を更に減少させるため、今後とも上記施策を推進することとする。 また、強姦、強制わいせつ等の認知件数は減少しているものの、犯罪に対する自己防衛能力に限界のある子どもや女性の安全確保に対する国民の関心は極めて高いことから、子ども女性安全対策班が行う先制・予防的警察活動等の子どもと女性を性犯罪等の被害から守るための取組を的確に推進する。
業績目標 2 地域警察官による街頭活動の強化 国民の犯罪に対する不安を払拭するため、地域警察官によるパトロールを始めとする地域に密着した街頭活動等を強化するとともに、その体制の確立を図ることにより、犯罪の抑止と検挙に努めることとする。 また、あらゆる事件事故に迅速的確に対応できる体制を構築するため、初動警察の更なる強化に向けた各種取組を強力に推進することとする。
業績目標 3 少年非行の防止 少年事件捜査に係る研修等により少年犯罪の的確な取締り及び街頭補導活動を推進するとともに、非行防止教室等による少年の規範意識の向上、関係機関・団体、ボランティア等との連携による立ち直り支援等のための諸対策を更に推進することとする。
業績目標 4 犯罪等からの少年の保護 福祉犯捜査に係る研修等により福祉犯の取締りを引き続き強化するとともに、フィルタリングの普及促進及び適切な利用のための啓発活動を推進するなど、サイバー犯罪等による犯罪被害を防ぎ少年を保護するための諸対策に取り組んでいくこととする。
業績目標 5 良好な生活環境の保持 繁華街・歓楽街を中心に、いまだ違法性風俗店等が根絶されていないことから、違法性風俗店等に対し、改正風営適正化法施行令を始めとする各種法令を積極的に活用した取締りを行うなど、風俗関係事犯の効果的な取締り等を推進するとともに、風俗営業者の自主的な健全化のための施策を支援し、業務の適正化を推進することとする。 また、狩猟等の行為中に発生する事故が後を絶たないこと等から、猟銃等の所有者に対して適正な取扱いや保管管理の徹底に関する指導等を行い、猟銃等の事件・事故を防止すること等により、良好な生活環境の保持を図っていくこととする。
業績目標 6 経済犯罪等の取締りの推進による良好な経済活動等の確保 国民の日常的な経済生活における安全と安心に大きな脅威を与える経済犯罪等の生活経済事犯については、「生活経済事犯対策推進要綱」（平成20年7月1日付け警察庁丙生環発第23号別添）に基づいて、関係機関・団体と連携しつつ、被害拡大防止に向けた事犯の早期認知・検挙、犯罪利用口座凍結のための金融機関への情報提供、広報啓発、被害回復の援助等の施策を進めることにより、良好な経済活動の確保を図っていくこととする。
業績目標 7 環境事犯の取締りの推進による環境破壊等の防止 国民の日常的な経済生活における安全と安心に大きな脅威を与える環境事犯については、「環境犯罪対策推進計画」（平成11年4月5日付け警察庁丙生環発第15号別添）及び「生活経済事犯対策推進要綱」（平成20年7月1日付け警察庁丙生環発第23号別添）に基づいて、関係機関・団体と連携しつつ、被害拡大防止に向けた事犯の早期認知・検挙、犯罪利用口座凍結のための金融機関への情報提供、広報啓発等の施策を進めることにより、良好な自然環境の確保を図っていくこととする。
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】
業績目標 1 業績指標 : 街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数

施策に関する評価
結果の概要と達成
すべき目標等

達成目標：

街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数について、減少傾向を維持する。

基準年：17～21年度 達成年：22年度

効果の把握の結果：

街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数について、減少傾向を維持するという目標を達成した。

業績目標1 業績指標：

子どもと女性を性犯罪等の被害から守るための取組の推進状況（強姦、強制わいせつ等の認知件数及び声掛け等前兆事案への処事例）

達成目標：

子どもと女性を性犯罪等の被害から守るための取組を的確に推進する（強姦、強制わいせつ等の認知件数の減少及び声掛け等前兆事案への的確な対処）。

基準年：17～21年度 達成年：22年度

効果の把握の結果：

強姦、強制わいせつ等の認知件数が減少し、また、声掛け等前兆事案への的確な対処がなされていることから、子どもと女性を性犯罪等の被害から守るための取組を的確に推進するという目標を達成した。

業績目標2 業績指標：

刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合

達成目標：

刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合について、過去5年間並の高水準を維持する。

基準年：17～21年度 達成年：22年度

効果の把握の結果：

刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合について、過去5年間並の高水準を維持するという目標を達成した。

業績目標2 業績指標：

通信指令を担う人材育成の推進状況（事例）

達成目標：

通信指令に係る人材育成関係施策の効果的な推進を図る。

基準年：20～21年度 達成年：22年度

効果の把握の結果：

通信指令に係る人材育成関係施策の効果的な推進を図るという目標を達成した。

業績目標3 業績指標：

少年非行防止のための取組の推進状況（刑法犯少年の検挙人員、人口比（注1）、不良行為少年の補導人員、少年相談受理件数）

注1：同年齢層の人口1,000人当たりの検挙人員をいう。

達成目標：

刑法犯少年を的確に検挙し、不良行為少年を的確に補導する。

基準年：17～21年 達成年：22年

効果の把握の結果：

非行に至る前段階にある不良行為少年の補導人員が17年から21年までの平均を下回ったものの、刑法犯少年の検挙人員が17年度から21年度までの平均を下回っており、かつ、非行問題に関する少年相談受理件数も17年から21年までの平均を下回っていることから、少年非行の防止という目標をおおむね達成した。

業績目標3 業績指標：

非行少年の立ち直り支援の状況（関係機関等と連携した非行少年の立ち直り支援事例等）

達成目標：

非行少年の立ち直り支援を的確に推進する。

基準年：17～21年度 達成年：22年度

効果の把握の結果：

少年サポートセンターを中心に関係機関・団体、ボランティア等と連携した上で地域の実情や少年の特性に応じ、少年の問題行動や親子関係の改善に資するための様々な立ち直り支援を継続的に実施している。

また、これらの取組をより一層推進するため、少年問題に係る実践例等に基づいてその問題点や対応策等を検討するブロック協議会を全国各地で行ったこと、さらに、少年サポートセンターも197か所設置されており、上記事例のような支援も積極的に実施されていることから、非行少年の立ち直り支援を的確に推進するという目標を達成した。

業績目標 4 業績指標：

福祉犯の取締りの推進状況（福祉犯の検挙件数及び検挙人員並びに被害者数）

達成目標：

福祉犯の被害少年の保護を図る。

基準年：17～21年度 達成年：22年度

効果の把握の結果：

前年度と比べ福祉犯の検挙件数、検挙人員及び被害少年の数が全て増加したことから、福祉犯の取締りが推進され、福祉犯の被害少年の保護を図るという目標を達成した。

業績目標 4 業績指標：

被害少年の支援等の状況（犯罪被害に係る少年相談受理件数及び少年補導職員等による被害少年の支援事例）

達成目標：

被害少年に対する支援を推進する。

基準年：17～21年 達成年：22年

効果の把握の結果：

犯罪被害に係る少年相談受理件数が増加しており、また、福祉犯被害少年等に対し、少年サポートセンターの少年補導職員らによる保護者も含めた継続的な面接相談や居場所づくり活動等を通じた立ち直り支援、家庭環境の整備を図るための保護者への助言指導等、支援の充実を図っていることから、被害少年に対する支援を推進するという目標を達成した。

業績目標 5 業績指標：

風俗関係事犯の検挙件数及び検挙人員

達成目標：

風俗関係事犯の検挙件数及び検挙人員を過去 5 年間の平均より増加させる。

基準年：17～21年度 達成年：22年度

効果の把握の結果：

風俗関係事犯の検挙件数及び検挙人員で過去 5 年間の平均を下回ったことから、達成が十分とは言い難い。

業績目標 5 業績指標：

風俗営業等に対する行政処分件数

達成目標：

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく行政処分件数を過去 5 年間の平均より増加させる。

基準年：17～21年 達成年：22年

効果の把握の結果：

風俗営業者等に対する行政処分件数で過去 5 年間の平均を上回るという目標を達成した。

業績目標 5 業績指標：

猟銃等による事件・事故の発生件数

達成目標：

猟銃等による事件・事故の発生件数で過去 5 年間の平均より減少させる。

基準年：17～21年 達成年：22年

効果の把握の結果：

過去 5 年間の平均を下回るという目標を達成した。

業績目標 6 業績指標：

ヤミ金融事犯（注 1）の検挙事件数及び検挙人員

注 1：出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律違反（高金利）事件及び貸金業法違反事件並びに貸金業に関連した詐欺、暴行、脅迫等の事件

達成目標：

ヤミ金融事犯の検挙事件数及び検挙人員を過去 5 年間の平均より増加させる。

基準年：17～21年 達成年：22年

効果の把握の結果：

ヤミ金融事犯の検挙事件数及び検挙人員が過去 5 年間の平均を下回ったことから、ヤミ金融事犯の検挙事件数及び検挙人員を過去 5 年間の平均より増加させるという目標の達成が十分とは言い難い。

業績目標 6 業績指標：

特定商取引等事犯（注 2）の検挙事件数及び検挙人員

注 2：特定商取引に関する法律違反事件及び特定商取引（訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引並びに業務提供誘引販売取引をいう。）に関連した詐欺、恐喝等の事件

達成目標：

特定商取引等事犯の検挙事件数及び検挙人員を過去 5 年間の平均より増加させる。

基準年：17～21年 達成年：22年

効果の把握の結果：

特定商取引等事犯の検挙事件数及び検挙人員ともに過去 5 年間の平均を上回っており、特定商取引等事犯の検挙事件数及び検挙人員を過去 5 年間の平均より増加させるという目標を達成した。

業績目標 6 業績指標：

知的財産権侵害事犯（注 3）の検挙事件数及び検挙人員

注 3：食品の産地等偽装表示事犯の検挙事件数及び検挙人員を除く。

達成目標：

知的財産権侵害事犯の検挙事件数及び検挙人員を過去 5 年間の平均より増加させる。

基準年：17～21年 達成年：22年

効果の把握の結果：

知的財産権侵害事犯の検挙事件数及び検挙人員が過去 5 年間の平均を下回ったことから、知的財産権侵害事犯の検挙事件数及び検挙人員を過去 5 年間の平均より増加させるという目標の達成が十分とは言い難い。

業績目標 6 業績指標：

食の安全に係る事犯（注 4）の検挙事件数及び検挙人員

注 4：食品衛生関係事犯及び食品の産地等偽装表示事犯

達成目標：

食の安全に係る事犯の検挙事件数及び検挙人員を過去 5 年間の平均より増加させる。

基準年：17～21年 達成年：22年

効果の把握の結果：

食の安全に係る事犯の検挙事件数及び検挙人員ともに過去 5 年間の平均を上回っており、食の安全に係る事犯の検挙事件数及び検挙人員を過去 5 年間の平均より増加させるという目標を達成した。

業績目標 7 業績指標：

産業廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員

達成目標：

産業廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員を過去 5 年間の平均より増加させる。

基準年：17～21年 達成年：22年

効果の把握の結果：

産業廃棄物事犯の検挙人員は過去 5 年間の平均を下回ったものの、検挙事件数は過去 5 年間の平均を上回っていることから、産業廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員を過去 5 年間の平均より増加させるという目標をおおむね達成した。

業績目標 7 業績指標：

一般廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員

達成目標：

一般廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員を過去 5 年間の平均より増加させる。

基準年：17～21年 達成年：22年

効果の把握の結果

一般廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員ともに過去 5 年間の平均を上回っており、一般廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員を過去 5 年間の平均より増加させるという目標を達成した。

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
犯罪に強い社会の実現のための行動計画（犯罪対策閣僚会議決定）	平成15年12月	第 1 ＜平穏な暮らしを脅かす身近な犯罪の抑止＞
安全・安心なまちづくり全国展開プラン（犯罪対策閣僚会議決定）	平成17年 6 月	第 1 ＜住民参加型の安全・安心なまちづくり全国展開＞ 第 2 ＜住まいと子どもの安全確保＞
安全・安心なまちづくり全国展開プラン（犯罪対策閣僚会議決定）	平成17年 6 月	第 2 - 2 - ＜子どもを犯罪や非行から守る地域安全教育の推進＞
子ども安全・安心加速化プラン（犯罪対策閣僚会議決定・青少年育成推進本部合同会議了承）	平成18年 6 月	＜地域の力で子どもを非行や犯罪被害から守る＞ ＜子どもが非行・犯罪被害に巻き込まれない力を地域で育む＞
子ども安全・安心加速化プラン（犯罪対策閣僚会議決定・青少年育成推進本部合同会議了承）	平成18年 6 月	- 1 - （ 1 ）＜地域のボランティア等の協力を得た登下校時の安全対策の推進＞ - 4 - （ 2 ）＜少年指導委員等ボランティアによる街頭補導活動の活性化＞ - 1 - （ 1 ）＜非行防止に向けた取組の推進＞ - 1 - （ 1 ）＜関係機関の連携強化による立ち直り支援の推進＞、（ 2 ）＜困難を抱えた子どもの相談活動の充実＞、（ 4 ）＜立ち直りに資する少年事件捜査の推進＞
子ども安全・安心加速化プラン（犯罪対策閣僚会議決定・青少年育成推進本部合同会議了承）	平成18年 6 月	- 2 - （ 2 ）＜犯罪等被害少年の立ち直り支援の充実＞
第166回国会内閣総理大臣施政方針演説	平成19年1月26日	全国各地域の防犯ボランティアのパトロールなどの活動を支援するとともに、本年春までに「空き交番ゼロ」を実現するなど「世界一安全な国、日本」の復活を目指します。
犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008（犯罪対策閣僚会議決定）	平成20年12月	第 1 - 1 ＜防犯ボランティア活動等の促進＞ 第 1 - 2 ＜犯罪に強いまちづくりの推進＞ 第 1 - 5 ＜子どもと女性の安全を守るための施策の推進＞ 第 1 - 6 ＜自動車盗等身近な窃盗事犯への対策の推進＞
犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008（犯罪対策閣僚会議決定）	平成20年12月	第 2 - 1 - ＜少年の規範意識の向上＞、＜少年を見守る地域社会の構築＞、＜社会適応上支援を必要とする少年の居場所づくりと就業・就学支援＞、＜少年補導活動の強化による非行少年の早期発見・早期措置＞
犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008（犯罪対策閣僚会議決定）	平成20年12月	第 1 - 5 - ＜児童ポルノ対策等の推進＞、＜少年を取り巻く有害環境の浄化＞
犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008（犯罪対策閣僚会議決定）	平成20年12月	第 1 - 4 ＜消費者の目線に立った生活経済事犯への対策の強化＞
第173回国会における鳩山内閣総理大臣所信表明演説	平成21年10月26日	食品の安全や治安の確保、消費者の視点を重視する

関係する施政方針

演説等内閣の重要政策(主なもの)

新成長戦略（基本方針）～輝きのある日本へ～（閣議決定）	平成21年12月	2（4）安全安心なまちづくりを進める必要がある 2（6）子どもの安全を守り、安心して暮らせる社会環境を整備する
新成長戦略（基本方針）～輝きのある日本へ～（閣議決定）	平成21年12月	2（3）著作権等の侵害対策についても国際的に協調して取り組む
消費者基本計画（閣議決定）	平成22年 3 月	施策番号46 改正貸金業法を円滑に実施するために必要な施策を検討します。多重債務問題の解決のために、丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化などを柱とする「多重債務問題改善プログラム」を着実に実施します。
消費者基本計画（閣議決定）	平成22年 3 月	施策番号49 関係省庁との緊密な連携を図り、高齢者などを狙った国民の生活を脅かす悪質な生活経済事犯に重点を置いた取締りを推進し、被害回復に向けた犯罪収益の保全等に努めるとともに、消費生活への影響を早期に排除するため、迅速かつ機敏な対応による被害拡大防止対策を推進します。
消費者基本計画（閣議決定）	平成22年 3 月	施策番号79 食品表示について、消費生活センター、都道府県警察、地方農政局等の地域の関係機関の連携促進・情報共有を支援することにより、関係法令の効果的な執行を図ります。
知的財産推進計画2010（知的財産戦略本部決定）	平成22年 5 月	具体的な取組41 警察による効果的な取締りを実施する。
子ども・若者ビジョン（子ども・若者育成支援推進本部決定）	平成22年 7 月	第3 - 3 - （1） - < 非行・犯罪に陥った子ども・若者の支援等>、 < 子ども・若者の居場所づくり>
子ども・若者ビジョン（子ども・若者育成支援推進本部決定）	平成22年 7 月	第3 - 2 - （1） - < 非行・犯罪に陥った子ども・若者の支援等>、 < 子ども・若者の居場所づくり>
子ども・若者ビジョン（子ども・若者育成支援推進本部決定）	平成22年 7 月	第3 - 2 - （2） < 子ども・若者の被害防止・保護>
子ども・若者ビジョン（子ども・若者育成支援推進本部決定）	平成22年 7 月	第3 - 3 - （1） - < 子ども・若者を取り巻く有害環境への対応>
児童ポルノ排除総合対策（犯罪対策閣僚会議決定）	平成22年 7 月	5 児童ポルノ事犯の取締りの強化
犯罪から子どもを守るための対策（犯罪対策閣僚会議改定報告）	平成22年12月	第1章 第1節 < 登下校時の安全確保等のための対策> 第2節 < 犯罪から子どもを守るための総合対策>
犯罪から子どもを守るための対策（犯罪対策閣僚会議改定報告）	平成22年12月	第1章 - 第1節 - 2 - （2） < 子どもを守るための諸活動の充実>
犯罪から子どもを守るための対策（犯罪対策閣僚会議改定報告）	平成22年12月	第1章 - 第2節 - 3 - （1） < 取締りの強化>

政策評価調書（個別票１）

【政策ごとの予算額等】

政策名		犯罪捜査の的確な推進			評価方式	実績評価	番号	
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度概算要求額		
予算 の 状 況	当 初 予 算 （ 千 円 ）	1,335,936	1,463,884	489,980	621,887	598,855		
		< 121,322,032 >	< 112,825,471 >	< 119,561,384 >	< 103,367,889 >	< 127,337,069 >		
	補 正 予 算 （ 千 円 ）	8,349,826	11,592,020	0	0			
		< 2,267,751 >	< 107,562,403 >	< 3,838,330 >	< 16,608,469 >			
	繰 越 し 等 （ 千 円 ）	333,690	0	0				
		< 2,663,809 >	< 834,614 >	< 35,885,711 >				
	計（千円）	10,019,452	13,055,904	489,980				
		< 121,718,090 >	< 221,222,488 >	< 159,285,425 >				
執行額（千円）		9,510,985	12,829,921	333,419				
		< 116,708,667 >	< 162,651,642 >	< 122,648,492 >				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法		別添目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式（基本目標）（基本目標2 犯罪捜査の的確な推進）参照。						
政策評価結果を受けて 改善すべき点								
政策評価結果の予算概算要求等 への反映状況		既存の施策を引き続き実施すべきであるとされた政策評価結果を踏まえ、重要犯罪・重要窃盗犯に係る捜査の強化、政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化、振り込め詐欺・恐喝等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化、科学技術を活用した捜査を一層推進していくため、これらに必要な経費を概算要求した。						

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	犯罪捜査の的確な推進					番号			(千円)
	予 算 科 目						予算額		政策評価結果の反映による見直し額合計
	整理番号		会計	組織 / 勘定	項	事項	23年度 当初予算額	24年度 概算要求額	
対応表において● となっているもの	A	1	一般	警察庁	刑事警察費	犯罪捜査の的確な推進に必要な経費	621,887	598,855	-7,224
	小計						621,887	598,855	-7,224
対応表において となっているもの									
	小計								0
対応表において○ となっているもの	C	1	一般	警察庁	船舶建造費	船舶建造に必要な経費	< 0 >	< 0 >	
	C	2	一般	警察庁	東日本大震災復旧・復興船舶建造費	東日本大震災復旧・復興に係る船舶建造に必要な経費	< 0 >	< 782,755 >	
	C	3	一般	警察庁	科学警察研究所	研究・鑑定等に必要な経費	< 803,787 >	< 751,216 >	
	C	4	一般	警察庁	警察活動基盤整備費	警察活動基盤の整備に必要な経費	< 102,564,102 >	< 110,285,565 >	
	C	5	一般	警察庁	東日本大震災復旧・復興警察活動基盤整備費	東日本大震災復旧・復興に係る警察活動基盤の整備に必要な経費	< 0 >	< 15,517,533 >	
	小計						< 103,367,889 > の内数	< 127,337,069 > の内数	
対応表において となっているもの							< >	< >	
							< >	< >	
							< >	< >	
	小計								
	合計						621,887 < 103,367,889 > の内数	598,855 < 127,337,069 > の内数	-7,224

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	犯罪捜査の的確な推進					番号		(千円)
事務事業名	整理番号		予算額		増減	政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容	
			23年度 当初 予算額	24年度 概算要求額				
犯罪鑑識官による鑑定	A	1	576,118	571,768	4,350	7,224	既存の施策を引き続き実施すべきであるとされた政策評価結果を踏まえ、犯罪鑑識官による鑑定に必要な予算を要求する一方、同鑑定に係る印刷製本費や通信運搬費について数量を見直すなど効率性等の観点から経費縮減を図った。	
合計						7,224		

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式（基本目標）

（警察庁22 - 2）

施策名	基本目標2 犯罪捜査の的確な推進							
施策の概要	上記の基本目標を達成するため、下記の6つの業績目標を設定した。 - 重要犯罪に係る捜査の強化 - 重要窃盗犯に係る捜査の強化 - 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化 - 振り込め詐欺の捜査活動及び予防活動の強化 - 科学技術を活用した捜査の更なる推進 - 被疑者取調べの適正化の更なる推進							
達成すべき目標	犯罪捜査の的確な推進							
施策の予算額・執行額等	区分		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	1,454,800 (120,399,937)	1,335,936 (121,322,032)	1,463,884 (112,825,471)	489,980 (119,561,384)	621,887 (103,367,889)	598,855 (127,337,069)
		補正予算(b)	381,465 (3,254,231)	8,349,826 (2,267,751)	11,592,020 (107,562,403)	0 (3,838,330)	0 (16,608,469)	
		繰越し等(c)	- (-)	333,690 (2,663,809)	0 (834,614)	0 (35,885,711)	0 (19,596,630)	
		合計(a + b + c)	- (-)	10,019,452 (121,718,090)	13,055,904 (221,222,488)	489,980 (159,285,425)	621,887 (139,572,988)	598,855 (127,337,069)
	執行額(千円、d)		- (-)	9,510,985 (116,708,667)	12,829,921 (162,651,642)	333,419 (122,648,492)		
	(注) 上段は、(項)刑事警察費。 下段のカッコ書きは、複数政策に関連する予算としての(項)警察活動基盤整備費、(項)船舶建造費及び(項)科学警察研究所(事項)研究・鑑定に必要な経費を足した額で、本施策の予算額に相当するのはその内数である。							
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(抜粋)			
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画		平成15年12月		第1 平穏な暮らしを脅かす身近な犯罪の抑止			
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画		平成15年12月		第5 治安回復のための基盤の整備			
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008		平成20年12月		第1 - 3 振り込め詐欺対策の強化			
犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008		平成20年12月		第7 - 2 犯罪の追跡可能性の確保、証拠収集方法の拡充				
施策に関する評価結果	目標の達成状況		・ 業績目標1は、達成したと認められる。 ・ 業績目標2は、おおむね達成したと認められる。 ・ 業績目標3は、おおむね達成したと認められる。 ・ 業績目標4は、おおむね達成したと認められる。 ・ 業績目標5は、おおむね達成したと認められる。 ・ 業績目標6は、おおむね達成したと認められる。					
	目標期間終了時点の総括		・ 業績目標1は、引き続き推進する。 ・ 業績目標2は、引き続き推進する。 ・ 業績目標3は、引き続き推進する。 ・ 業績目標4は、引き続き推進する。 ・ 業績目標5は、引き続き推進する。 ・ 業績目標6は、引き続き推進する。					
学識経験を有する者の知見の活用	23年6月22日に開催した第22回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。							

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	業績目標１～６の評価書に記載のとおり。		
担当部局名	刑事局	政策評価実施時期	平成23年7月

政策評価調書（個別票１）

【政策ごとの予算額等】

政策名		組織犯罪対策の強化		評価方式	実績評価	番号	
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度概算要求額	
予算 の 状 況	当 初 予 算 (千 円)	218,380	93,041	61,289	70,345	81,730	
		< 121,322,032 >	< 112,825,471 >	< 119,561,384 >	< 103,367,889 >	< 127,337,069 >	
	補 正 予 算 (千 円)	7,974	0	5,345	0		
		< 2,267,751 >	< 107,562,403 >	< 3,838,330 >	< 16,608,469 >		
	繰 越 し 等 (千 円)	0	0	0			
		< 2,663,809 >	< 834,614 >	< 35,885,711 >			
	計 (千円)	210,406	93,041	66,634			
		< 121,718,090 >	< 221,222,488 >	< 159,285,425 >			
執行額 (千円)		148,106	63,892	47,437			
		< 116,708,667 >	< 162,651,642 >	< 122,648,492 >			
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法		別添平成22年度実績評価書要旨参照。					
政策評価結果を受けて 改善すべき点							
政策評価結果の予算概算要求等 への反映状況		既存の施策を引き続き実施すべきであるとされた政策評価結果を踏まえ、暴力団の資金源対策、薬物及び銃器犯罪における密売・密輸入事案対策、来日外国人犯罪組織に対する対策並びに犯罪収益対策を推進するため、これら活動を支援するための資機材の整備等に必要な経費を概算要求した。					

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	組織犯罪対策の強化					番号			(千円)
	予 算 科 目						予算額		政策評価結果の反映による見直し額合計
	整理番号		会計	組織 / 勘定	項	事項	23年度 当初予算額	24年度 概算要求額	
対応表において●となっているもの	A	1	一般	警察庁	組織犯罪対策費	組織犯罪対策に必要な経費	70,345	81,730	
	小計						70,345	81,730	0
対応表においてとなっているもの									
	小計								0
対応表において。となっているもの	C	1	一般	警察庁	船舶建造費	船舶建造に必要な経費	< 0 >	< 0 >	
	C	2	一般	警察庁	東日本大震災復旧・復興船舶建造費	東日本大震災復旧・復興に係る船舶建造に必要な経費	< 0 >	< 782,755 >	
	C	3	一般	警察庁	科学警察研究所	研究・鑑定等に必要な経費	< 803,787 >	< 751,216 >	
	C	4	一般	警察庁	警察活動基盤整備費	警察活動基盤の整備に必要な経費	< 102,564,102 >	< 110,285,565 >	
	C	5	一般	警察庁	東日本大震災復旧・復興警察活動基盤整備費	東日本大震災復旧・復興に係る警察活動基盤の整備に必要な経費	< 0 >	< 15,517,533 >	
	小計						< 103,367,889 > の内数	< 127,337,069 > の内数	
対応表においてとなっているもの							< >	< >	
							< >	< >	
							< >	< >	
							< >	< >	
	小計								
合計						70,345	81,730	0	
						< 103,367,889 > の内数	< 127,337,069 > の内数		

平成22年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成23年 7 月

担当部局名：警察庁刑事局組織犯罪対策部

施策名	組織犯罪対策の強化	政策体系上の位置付け
		基本目標3
施策の概要	業績目標 1 暴力団の存立基盤の弱体化 暴力団は、依然として、組織の威力を最大限に利用しながら、社会経済情勢の変化に応じた多種多様な資金獲得活動を行っていることから、これらに対する取締りを強化するなど暴力団の資金源を封圧する対策を重点的に推進することによって、暴力団の存立基盤の弱体化を図る。	
	業績目標 2 取締りの強化による薬物密輸・密売組織の弱体化 我が国で乱用されている薬物の多くが海外から流入し、密売されていることから、その供給を遮断するため、薬物の密輸・密売に関わる組織の弱体化につながる取締りを強化する。	
	業績目標 3 銃器犯罪の取締りの強化による暴力団等犯罪組織の弱体化 暴力団等の犯罪組織が依然として拳銃を組織的に管理し、銃器発砲事件を引き起こしていることから、これら組織からの拳銃の押収を図るとともに、拳銃等に係る銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃刀法」という。）違反事件の取締りを強化して暴力団等犯罪組織の弱体化を図り、銃器に係る脅威から国民の生命、身体の安全を確保する。	
	業績目標 4 来日外国人犯罪対策の強化 来日外国人犯罪対策をめぐる情勢は依然として厳しいことから、これらの「国境を越える犯罪」に適切に対応するため、国内外の関係機関との連携を強化するための基盤を整えること等により、国際犯罪組織の壊滅に向けた実態解明及び事件検挙を強化するなど来日外国人犯罪対策を強化する。	
	業績目標 5 犯罪収益対策の推進 犯罪による収益（以下「犯罪収益」という。）は、組織的な犯罪を助長するために使用されるとともに、これが移転して事業活動に用いられることにより健全な経済活動に重大な悪影響を与えること、及び犯罪収益の移転によりこれを没収等で剥奪し、又は被害の回復に充てることを困難にするものであることから、犯罪収益の移転を防止するとともに、取締りによってこれを剥奪する	
	【評価結果の概要】	
	（評価の結果）	
	業績目標 1 暴力団の存立基盤の弱体化 業績指標 及び については目標の達成が十分とはいえないものの、業績指標 及び については目標を達成したことから、業績目標としての「暴力団の存立基盤の弱体化」をおおむね達成したと認められる。 暴力団構成員及び準構成員（以下「暴力団構成員等」という。）に対しては、その大量検挙や中枢幹部に対する取締り等、その人的基盤に打撃を与える取締りのほか、資金獲得活動に打撃を与える取締りを推進し、その成果も見られるところであるが、依然として、暴力団は、各種業に介入したり、獲得した資金を巧妙に隠匿したりするなど、資金獲得活動の多様化・巧妙化・不透明化を図っていることから、引き続き、暴力団の存在基盤の弱体化を図るため、山口組・弘道会対策を中心として、暴力団組織の実態把握の強化とその人的基盤や資金獲得活動に打撃を与える取締りを推進する必要がある。 また、暴追センター、民暴委員会及び各種業界団体等と連携し、暴力団関係企業の介入を阻止するなど、社会全体での暴力団排除活動を強力に展開していく必要がある。	
	業績目標 2 取締りの強化による薬物密輸・密売組織の弱体化 業績指標 については目標を達成したものの、業績指標 及び については目標の達成が十分とはいえないことから、業績目標である「取締りの強化による薬物密輸・密売組織の弱体化」の達成は十分とはいえない。 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（以下「麻薬特例法」という。）第5条の適用件数の減少については、密輸・密売組織が首領の下で役割を細分化するとともに、組織防衛を徹底していることが原因と考えられる。また、第7条の適用件数及び第19条に基づく起訴前の没収保全による没収保全額の減少については、犯罪組織による薬物犯罪収益の隠匿手口が巧妙化していることが原因と考えられる。 今後は、薬物密輸・密売組織の中枢に位置する首領・幹部の検挙に向けた突き上げ捜査を引き続き徹底するとともに、薬物密輸・密売組織の資金の流れに着目して薬物犯罪収益の更なる没収保全に努めるなど、薬物密輸・密売組織の弱体化に努める必要がある。	
	業績目標 3 銃器犯罪の取締りの強化による暴力団等犯罪組織の弱体化 業績指標 については目標を達成したものの、業績指標 及び については目標の達成が十分とはいえないことから、業績目標である「銃器犯罪の取締りの強化による暴力団等犯罪組織の弱体化」の達成は十分とはいえない。 暴力団構成員等による拳銃及び拳銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙人員並びに押収丁数の減少については、暴力団等の組織防衛の強化により、捜査員が拳銃に係る情報を入手することが難しくなるとともに、拳銃の隠匿手口が巧妙化していることが原因と考えられる。今後、組織の総合力を発揮して、拳銃に係る更なる情報収集の強化、拳銃の徹底した搜索の実施等、対策の強化を講ずる必要がある。	

業績目標 4 来日外国人犯罪対策の強化 業績指標 については目標達成が十分とは言い難く、業績指標 については目標をおおむね達成したものの、業績目標である「来日外国人犯罪対策の強化」は、達成が十分とは言い難い。 来日外国人犯罪は、検挙人員・件数が高い数値で推移しており、来日外国人犯罪をめぐる情勢は依然として厳しいことから、今後も継続して取締りの強化を図っていく必要がある。また、来日外国人犯罪対策のより一層の強化のため、国内外の関係機関との緊密な関係を構築し、情報交換を積極的に行い、国際組織犯罪の実態を解明し、徹底した事件検挙に努める必要がある。
業績目標 5 犯罪収益対策の推進 業績指標 については目標の達成が十分とは言い難いものの、業績指標 、 及び については目標を達成したことから、業績目標である「犯罪収益対策の推進」をおおむね達成したと認められる。 暴力団等の犯罪組織が蓄えた犯罪収益は、新たな犯罪のための運転資金や武器の調達のための費用等に充てられ、犯罪組織を維持・強化するとともに、組織的な犯罪を助長していることから、犯罪組織を弱体化・壊滅するために、疑わしい取引に関する情報、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）及び麻薬特例法を活用して犯罪収益の剥奪を一層推進していく必要がある。
(評価の結果の政策への反映の方向性)
業績目標 1 暴力団の存立基盤の弱体化 暴力団の資金獲得活動の実態や組織実態等の解明を推進し、引き続き、徹底した取締りを行う。とりわけ、山口組・弘道会対策については、23年4月の山口組組長の出所後、組織の立て直しを図ることが予想されることから、その動向等を踏まえつつ、中枢幹部やその資金源となっている暴力団関係企業の取締りを徹底し、組織の立て直しを阻止するとともに、更なる打撃を与えていくこととする。また、23年度予算において認められた保護対策に必要な資機材を活用するなどして、暴力団排除関係者の保護の徹底を図ることで、各種取引や公共事業等からの暴力団排除を一層推進するなどして、社会全体での暴力団排除活動を推進していくこととする。
業績目標 2 取締りの強化による薬物密輸・密売組織の弱体化 「薬物対策重点強化プラン」に基づく各施策を強力に推進するとともに、末端乱用者の徹底検挙による薬物需要の根絶、薬物密輸・密売組織の取締りの更なる強化及び薬物密輸・密売組織における薬物犯罪収益の解明による没収保全額の増加により、これらの薬物密輸・密売組織に打撃を与える。 また、引き続きこれらの組織に対する捜査を推進するための装備資機材の充実等を図る。
業績目標 3 銃器犯罪の取締りの強化による暴力団等犯罪組織の弱体化 暴力団等犯罪組織等に係る拳銃摘発の一層の強化を図るとともに、暴力団等犯罪組織による銃刀法違反事件の取締りを更に強化し、銃器に係る脅威から国民の生命及び身体の安全を確保するよう努める。 特に、暴力団等の組織防衛の強化や拳銃の隠匿手口の巧妙化に対しては、拳銃に係る情報収集の強化、拳銃の効果的な搜索の実施等の対策を講ずる必要があることから、拳銃110番報奨制度の更なる活用、装備資機材の充実等を図る。
業績目標 4 来日外国人犯罪対策の強化 国内関係機関との連携を強化し、情報交換を活発に行うなどして、犯罪のグローバル化対策対象事犯の検挙及び国際犯罪組織の実態解明を推進していく。加えて外国の治安当局との捜査協力を積極的に行うことにより、国境を越えて犯罪を敢行する国際組織犯罪の情報収集に努め、国際犯罪組織の根絶のための取組を充実させていく。
業績目標 5 犯罪収益対策の推進 外国F I Uとの緊密な連携を図りながら、犯罪収益移転防止法の規定に基づき届け出られた疑わしい取引に関する情報について、迅速かつ的確な分析を行う能力の向上を図っていくこととする。 また、犯罪収益の没収保全に努めるとともに、組織的犯罪処罰法等の関係法令のほか、疑わしい取引に関する情報を活用して、マネー・ローンダリングの関与者の検挙、犯罪収益の剥奪を徹底し、犯罪収益が犯罪活動や犯罪組織の維持・拡大に利用されること等の防止を図っていくこととする。
[達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等]
業績目標 1 業績指標 暴力団構成員等の検挙人員 達成目標： 暴力団構成員等の検挙人員を前年より増加させる。 基準年：21年度 達成年：22年度 効果の把握の結果： 暴力団構成員等の検挙人員は21年度を下回ったことから、目標の達成が十分とは言い難い。しかしながら、山口組組長不在の中、同組を実質的に支配するナンバー2の若頭、ナンバー3の総本部長を始めとする中枢幹部の大量検挙や資金源となっていた暴力団関係企業に対する取締り等、全国警察一体となった山口組・弘道会に対する集中取締りを強力に推進した。
業績目標 1 業績指標 組織的犯罪処罰法の適用件数及び起訴前の没収保全命令による没収保全額 達成目標：

暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法第9条（法人等経営支配）、第10条（犯罪収益等隠匿）、第11条（犯罪収益等収受）及び第23条（起訴前の没収保全命令）の適用件数及び没収保全額を過去5年間の平均より増加させる。

基準年：17～21年 達成年：22年

効果の把握の結果：

組織的犯罪処罰法の適用件数及び起訴前の没収保全命令による没収保全額が17年から21年までの平均をいずれも上回ったことから、目標を達成した。

業績目標1 業績指標

銀行取引及び証券取引に係る暴力団排除条項の整備率

達成目標：

全国銀行協会会員銀行における融資取引及び普通預金取引等並びに日本証券業協会会員会社における証券取引に係る暴力団排除条項の整備率を向上させる（目標整備率：融資取引80%以上、融資取引以外の銀行取引50%以上、証券取引80%以上）。

基準年：21年 達成年：22年

効果の把握の結果：

実質整備率を見ると、銀行取引のうち、融資取引は80%以上、融資取引以外の銀行取引は50%以上に達しており、また、証券取引は80%以上に達していることから、目標を達成した。

業績目標1 業績指標

公共工事における暴力団排除件数

達成目標：

公共工事における警察からの通報による暴力団排除件数を過去3年間の平均より増加させる。

基準年：19～21年 達成年：22年

効果の把握の結果：

山口組直系組長と密接な関係を有する業者を公共工事から排除するなど、暴力団対策上効果的な排除事例は認められたものの、公共工事における暴力団排除件数が19年から21年までの平均を下回ったことから、目標の達成が十分とはいえない。

業績目標2 業績指標

薬物事犯の検挙人員

達成目標：

薬物事犯の検挙人員を過去5年間の平均より増加させる。

基準年：17～21年度 達成年：22年度

効果の把握の結果：

薬物事犯の検挙人員は17年度から21年度までの平均を下回ったことから、目標の達成が十分とはいえない。

業績目標2 業績指標

営利目的による薬物事犯の検挙人員

達成目標：

営利目的による薬物事犯の検挙人員を過去5年間の平均より増加させる。

基準年：17～21年度 達成年：22年度

効果の把握の結果：

営利目的による薬物事犯の検挙人員は17年度から21年度までの平均を上回ったことから、目標を達成した。

業績目標2 業績指標

麻薬特例法の適用件数及び起訴前の没収保全命令による没収保全額

達成目標：

麻薬特例法第5条（業として行う不法輸入等）、第6条（薬物犯罪収益等隠匿）、第7条（薬物犯罪収益等収受）及び第19条第3項（起訴前の没収保全命令）の適用件数及び没収保全額を過去5年間の平均より増加させる。

基準年：17～21年 達成年：22年

効果の把握の結果：

施策に関する評価
結果の概要と達成
すべき目標等

麻薬特例法第6条の適用件数は17年から21年までの平均を上回ったものの、第5条及び第7条の適用件数並びに第19条に基づく起訴前の没収保全による没収保全額については、17年から21年までの平均を下回っていることから、目標の達成が十分とはいえない。

業績目標3 業績指標

暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生件数

達成目標：

暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生件数を過去5年間の平均より減少させる。

基準年：17～21年度 達成年：22年度

効果の把握の結果：

暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生件数は、17年度から21年度までの平均を大幅に下回ったことから、目標を達成した。

業績目標3 業績指標

暴力団構成員等による拳銃及び拳銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙人員

達成目標：

拳銃及び拳銃部品に係る銃刀法違反事件の暴力団構成員等の検挙人員を過去5年間の平均より増加させる。

基準年：17～21年度 達成年：22年度

効果の把握の結果：

暴力団構成員等による拳銃及び拳銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙人員は、17年度から21年度までの平均を下回ったことから、目標の達成が十分とはいえない。

業績目標3 業績指標

暴力団構成員等からの拳銃の押収丁数

達成目標：

暴力団員構成員等からの拳銃の押収丁数を過去5年間の平均より増加させる。

基準年：17～21年度 達成年：22年度

効果の把握の結果：

暴力団構成員等からの拳銃押収丁数は、17年度から21年度までの平均を下回ったことから、目標の達成が十分とはいえない。

業績目標4 業績指標

国際犯罪組織の犯罪インフラ（不法滞在助長事犯等）及び組織的な背景を有する来日外国人犯罪（組織的侵入盗等）の検挙状況（事例）

達成目標：

国際犯罪組織の取締りを強化する。

基準年：17～21年度 達成年：22年度

効果の把握の結果：

犯罪インフラ事犯及び組織的な背景を有する来日外国人犯罪（組織的侵入盗等）につき、その実態を解明するとともに、国際犯罪組織の弱体化・壊滅を図った事例があるものの、来日外国人犯罪の検挙状況等を勘案すると目標達成が十分とはいえない。

業績目標4 業績指標

国外逃亡被疑者等（注1）（うち外国人）の検挙・処罰件数（注2）及び事例

注1：日本国内で犯罪を行い、国外に逃亡している者及びそのおそれがある者

注2：出入国審査で被疑者を発見し又は外国から被疑者の身柄の引渡しを受けて検挙した件数及び外国に所在する被疑者に対して国外犯処罰規定が適用された件数

達成目標：

国外逃亡被疑者等（うち外国人）の検挙・処罰件数の増加傾向を維持する。

基準年：17～21年 達成年：22年

効果の把握の結果：

検挙件数において若干の減少があったものの、処罰件数が増加していることから、目標をおおむね達成した。

業績目標5 業績指標

疑わしい取引の届出件数及び捜査機関等への情報提供件数 達成目標： 疑わしい取引の届出件数及び捜査機関等への情報提供件数の増加傾向を維持する。 基準年：19～21年 達成年：22年 効果の把握の結果： 疑わしい取引の届出件数及び捜査機関等への情報提供件数が増加傾向を維持したことから、目標を達成した。
業績目標5 業績指標 疑わしい取引に関する情報を端緒として検挙した事件数 達成目標： 疑わしい取引に関する情報を端緒として検挙した事件数の増加傾向を維持する。 基準年：17～21年度 達成年：22年度 効果の把握の結果： 疑わしい取引に関する情報を端緒として検挙した事件数が増加傾向を維持したことから、目標を達成した。
業績目標5 業績指標 組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の適用件数及び起訴前の没収保全命令による没収保全額 達成目標： 組織的犯罪処罰法（第9条、第10条、第11条及び第23条）及び麻薬特例法（第5条、第6条、第7条及び第19条第3項）の適用件数及び没収保全額を過去5年間の平均値より増加させる。 基準年：17～21年 達成年：22年 効果の把握の結果： 17年から21年までの平均と比べ、組織的犯罪処罰法の適用件数は上回ったが、麻薬特例法の適用件数の一部、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法に基づく起訴前の没収保全額は下回ったことから、目標の達成が十分とはいえない。
業績目標5 業績指標 外国F I U（注3）との情報交換件数（注4） 注3：Financial Intelligence Unit（資金情報機関）の略。「マネー・ローンダリング情報の受理・分析・提供を行う単一の政府機関」のことであり、金融機関等による疑わしい取引の届出に関する情報を犯罪捜査に有効に活用できるようにするため、各国が情報を一元的に集約・分析して捜査機関等に提供する機関として設置している。我が国のF I Uは、J A F I C（Japan Financial Intelligence Center）との名称が国際的に通用している。 注4：情報交換件数は、J A F I Cから外国F I Uに対する情報提供依頼件数、外国F I UからJ A F I Cに対する情報提供依頼件数、外国F I UからJ A F I Cに対する自発的情報提供件数、J A F I Cから外国F I Uに対する自発的情報提供件数の合計を指すものとする。 達成目標： 外国F I Uとの情報交換件数を増加させる。 基準年：19～21年度 達成年：22年度 効果の把握の結果： 外国F I Uとの情報交換件数が増加したことから、目標を達成した。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	犯罪に強い社会実現のための行動計画2008	平成20年12月	第3 - 4 国際組織犯罪対策
	犯罪に強い社会実現のための行動計画2008	平成20年12月	第4 - 1 暴力団対策等
	犯罪に強い社会実現のための行動計画2008	平成20年12月	第4 - 2 マネー・ローンダリング対策
	犯罪に強い社会実現のための行動計画2008	平成20年12月	第4 - 3 銃器対策の推進
	犯罪に強い社会実現のための行動計画2008	平成20年12月	第4 - 4 薬物対策の推進

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		安全かつ快適な交通の確保			評価方式	実績評価	番号	
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度概算要求額		
予算 の 状 況	当 初 予 算 （ 千 円 ）	98,521,778	101,028,332	96,761,709	88,311,154	88,193,019		
		< 120,689,476 >	< 112,318,282 >	< 119,228,024 >	< 103,367,889 >	< 126,554,314 >		
	補 正 予 算 （ 千 円 ）	14,845	0	0	4,486,385			
		< 2,266,455 >	< 107,567,528 >	< 3,925,990 >	< 16,445,966 >			
	繰 越 し 等 （ 千 円 ）	518	69,852	3,933				
		< 2,663,809 >	< 834,614 >	< 35,885,711 >				
	計（千円）	98,507,451	101,098,184	96,765,642				
		< 121,086,830 >	< 220,720,424 >	< 159,039,725 >				
執行額（千円）		96,980,029	95,866,901	90,390,574				
		< 116,077,407 >	< 162,149,578 >	< 122,402,792 >				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法		別添平成22年度実績評価書要旨参照。						
政策評価結果を受けて 改善すべき点								
政策評価結果の予算概算要求等 への反映状況		既存の施策を引き続き実施すべきであるとされた政策評価結果を踏まえ、「平成27年までに24時間死者数を3,000人以下とし、世界一安全な道路交通を実現する。」という目標の達成に向けた取組を推進していくために必要な経費を概算要求した。						

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	安全かつ快適な交通の確保					番号			
	予 算 科 目					予算額		政策評価結果の反映による見直し額合計	
	整理番号	会計	組織 / 勘定	項	事項	23年度 当初予算額	24年度 概算要求額		
対応表において●となっているもの	A	1	一般	警察庁	交通警察費	安全かつ快適な交通の確保に必要な経費	14,996,586	15,383,290	-1,267
	A	2	一般	警察庁	東日本大震災復旧・復興交通警察費	東日本大震災復旧・復興に係る安全かつ快適な交通の確保に必要な経費	0	1,731,867	
	小計						14,996,586	17,115,157	-1,267
対応表において○となっているもの	B	1	特別	交通安全対策特別交付金勘定	交通安全対策特別交付金	交通安全対策特別交付金に必要な経費	73,314,568	71,077,862	
	小計						73,314,568	71,077,862	0
対応表において○となっているもの	C	1	一般	警察庁	科学警察研究所	研究・鑑定等に必要な経費	< 803,787 >	< 751,216 >	
	C	2	一般	警察庁	警察活動基盤整備費	警察活動基盤の整備に必要な経費	< 102,564,102 >	< 110,285,565 >	
	C	3	一般	警察庁	東日本大震災復旧・復興警察活動基盤整備費	東日本大震災復旧・復興に係る警察活動基盤の整備に必要な経費	< 0 >	< 15,517,533 >	
							< >	< >	
	小計					< 103,367,889 > の内数	< 126,554,314 > の内数		
対応表において○となっているもの							< >	< >	
							< >	< >	
							< >	< >	
							< >	< >	
	小計								
合計						88,311,154	88,193,019	-1,267	
						< 103,367,889 > の内数	< 126,554,314 > の内数		

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		安全かつ快適な交通の確保				番号		(千円)
事務事業名	整理番号		予算額		増減	政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容	
			23年度 当初 予算額	24年度 概算要求額				
交通安全教育用映像資料制作	A	1	6,514	5,247	1,267	1,267	既存の施策を引き続き実施すべきであるとされた政策評価結果を踏まえ、安全かつ快適な交通を確保するための交通安全教育用映像資料制作に必要な予算を要求する一方、数量を見直すなど効率性等の観点から経費縮減を図った。	
合計						1,267		

平成22年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成23年 7 月

担当部局名：警察庁交通局

施策名	安全かつ快適な交通の確保	政策体系上の位置付け
		基本目標 4
施策の概要	業績目標 1 歩行者・自転車利用者の安全確保 全交通事故死者数に占める歩行中や自転車乗用中の割合は高く、近年自転車事故も増加するなどしていることから、歩行者・自転車利用者対策を推進し、歩行者・自転車利用者の安全を確保する。	
	業績目標 2 高齢運転者による交通事故の防止 高齢社会の進展に伴い、今後、高齢運転者による交通事故の増加が懸念されること等から、高齢運転者対策を推進し、高齢運転者による交通事故の防止を図る。	
	業績目標 3 飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立 依然として飲酒運転による死亡事故が多発していること等から、継続して悪質・危険運転者対策を推進し、交通秩序の確立を図る。	
	業績目標 4 被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少 シートベルトやチャイルドシートの被害軽減効果に鑑み、改正道路交通法により後部座席シートベルトの着用が義務付けられることも踏まえ、後部座席等におけるシートベルトの着用促進、チャイルドシートの正しい使用の徹底による交通事故死者数の減少を図る。	
	業績目標 5 道路交通環境の整備 第 2 次社会資本整備重点計画（21年 3 月31日閣議決定）に即して、交通安全施設等整備事業を推進することにより、道路交通環境を整備する。	
	〔評価結果の概要〕	
	(評価の結果)	
	業績目標 1 歩行者・自転車利用者の安全確保 業績指標 については目標の達成が十分とはいえないものの、業績目標 についてはおおむね目標を達成したことから、業績目標である「歩行者・自転車利用者の安全確保」についてはおおむね達成した。 自転車と歩行者との交通事故件数については、基準年である17年を上回り、減少させるとの目標の達成に至らなかったが、21年からは減少に転じていることから、自転車の安全利用に係る対策を引き続き推進する必要がある。	
	業績目標 2 高齢運転者による交通事故の防止 業績指標 についてはおおむね目標を達成していることから、業績目標である「高齢運転者による交通事故の防止」についてもおおむね達成していると認められる。	
	業績目標 3 飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立 業績指標 についてはおおむね目標を達成し、また、業績指標 についても目標を達成したことから、業績目標である「飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立」については、おおむね達成した。	
	業績目標 4 被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少 業績指標 についてはおおむね目標を達成したことから、業績目標である「被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少」についてはおおむね達成した。	
	業績目標 5 道路交通環境の整備 業績指標 、 、 及び についてはおおむね目標の達成に向けて推移していると認められることから、業績目標である「道路交通環境の整備」についてはおおむね達成に向けて推移していると認められる。	
	(評価の結果の政策への反映の方向性)	
	業績目標 1 歩行者・自転車利用者の安全確保 改正道路交通法による自転車の通行ルール等の改正を契機として、自転車と歩行者との交通事故件数を減少させるため、通行環境整備の推進、幅広い自転車利用者に対する通行ルールの周知と安全教育の推進、街頭における指導啓発活動、取締りの強化等の施策を推進した結果、自転車と歩行者との交通事故件数を減少傾向に転じさせることができたものと認められることから、引き続きこれらの施策を継続して推進する。	
	業績目標 2 高齢運転者による交通事故の防止 高齢運転者による交通事故の更なる減少に向け、引き続き高齢運転者に係る施策を実施する。特に、高齢運転者に対する免許更新時における講習予備検査とその結果に基づいた高齢者講習の適正かつ効果的な実施に努める。	

業績目標 3 飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立
今後とも、引き続き飲酒運転を始めとする悪質性・危険性の高い違反に重点を指向した取締りを推進するとともに、暴走族の根絶に向けた対策を推進し、交通秩序の確立に努める。
なお、取締りに当たっては、交通事故の発生状況、住民の要望等を踏まえ、交通事故の抑止に効果的な取締りに努める。

業績目標 4 被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少
シートベルト着用率の向上については、関係機関・団体等と連携し、各種講習等のあらゆる機会及び各種広報媒体を通じて、非着用の場合の車外放出の危険性等を強調した広報啓発活動を展開するほか、衝突実験映像、シートベルトコンビンサー等を用いた着用による被害軽減効果を実感できる交通安全教育等を推進するとともに、チャイルドシート使用率の向上については、幼稚園や保育所における保護者への広報、関係機関・団体等と連携した正しい取付け方法の指導等を実施していく。

業績目標 5 道路交通環境の整備
実施した施策に成果があったと認められることから、第 2 次社会資本整備重点計画に定められた成果目標を確実に達成するために、引き続き特定交通安全施設等整備事業を推進することとする。

[達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等]

業績目標 1 業績指標

歩行中・自転車乗用中の交通事故死者数

達成目標：

歩行中・自転車乗用中の交通事故死者数を 2 割以上減少させる。

基準年：17年 達成年：22年

効果の把握の結果：

歩行中の交通事故死者数の減少率は 2 割に満たなかったものの、自転車乗用中の事故死者数の減少率は 2 割を超えていることから、おおむね目標を達成した。

業績目標 1 業績指標

歩行者と自転車との交通事故件数

達成目標：

歩行者と自転車との交通事故件数を減少させる。

基準年：17年 達成年：22年

効果の把握の結果：

増加傾向に歯止めがかかったものの、目標の達成が十分とはいえない。

業績目標 2 業績指標

70歳以上高齢運転者による交通死亡事故件数及び70歳以上の免許保有者10万人当たりの死亡事故件数

達成目標：

70歳以上高齢運転者による交通死亡事故を前年よりも減少させた上、達成年までに約 1 割以上抑止する。

基準年：17年 達成年：22年

効果の把握の結果：

22年を除いた 4 年間に於いて、70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故が前年よりも減少しており、また基準年から達成年にかけて 1 割以上減少していることに加え、70歳以上の免許保有者10万人当たりの死亡事故件数が基準年から達成年にかけて 3 割以上減少していることから、おおむね目標を達成した。

業績目標 3 業績指標

悪質性・危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数

達成目標：

悪質性・危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数の減少傾向を維持する。

基準年：17年 達成年：22年

効果の把握の結果：

信号無視による交通死亡事故が22年中にわずかに増加したことを除き、減少傾向にあることから、目標をおおむね達成した。

業績目標 3 業績指標

暴走族の構成員数、い集・走行回数及び暴走族に関する110番通報件数

達成目標：

暴走族の構成員数、い集・走行回数及び暴走族に関する110番通報件数の減少傾向を維持する。

施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等

基準年：17年 達成年：22年

効果の把握の結果：

暴走族の構成員、い集・走行回数及び暴走族に関する110番通報は、減少傾向にあることから、目標を達成した。

業績目標4 業績指標

シートベルト（チャイルドシートを含む）非着用死者数

達成目標：

シートベルトの着用を徹底し、シートベルト非着用死者数の減少傾向を維持する。

基準年：17年 達成年：22年

効果の把握の結果：

シートベルト非着用死者数が17年より大きく減少しており、おおむね毎年減少していることから、おおむね目標を達成した。

業績目標5 業績指標

交通安全施設等の整備により抑止される死傷事故

達成目標：

交通安全施設等の整備により、死傷事故を以下のとおり抑止する。

- ・信号機の高度化等により、死傷事故を約4万件／年抑止
- ・あんしん歩行エリアの整備（注1）により、エリア内の歩行者・自転車死傷事故を約2割抑止
- ・事故危険箇所対策（注2）により、対策実施箇所における死傷事故を約3割抑止

注1：死傷事故発生割合の高い地区を指定の上、面的かつ総合的な事故抑止対策を実施

注2：死傷事故発生率が高く、又は死傷事故が多発している交差点・単路を選定の上、集中的に交通安全施設等を整備

基準年：19年度 達成年：24年度

効果の把握の結果：

信号機の高度化等により、死傷事故は22年度末（23年3月末）までに年間当たり約2万9千件抑止されているものと推計される。

以上から、おおむね目標の達成に向けて推移していると認められる。

なお、あんしん歩行エリアの整備及び事故危険箇所対策については、効果測定中である。

業績目標5 業績指標

信号制御の高度化により抑止される二酸化炭素の排出量

達成目標：

信号制御の高度化により二酸化炭素の排出量を約46万t-CO2/年削減させる。

基準年：19年度 達成年：24年度

効果の把握の結果：

信号制御の高度化により、二酸化炭素の排出量は22年度末までに年間当たり約20.0万t-CO2抑止されていると推計される。

以上から、おおむね目標の達成に向けて推移していると認められる。

業績目標5 業績指標

信号制御の高度化により短縮される交差点等の通過時間

達成目標：

信号制御の高度化により対策実施箇所において通過時間を約2.2億人時間／年短縮させる。

基準年：19年度 達成年：24年度

効果の把握の結果：

信号制御の高度化により、対策実施箇所における交差点等の通過時間は22年度末までに約1.0億人時間／年短縮されていると推計される。

以上から、おおむね目標の達成に向けて推移していると認められる。

業績目標5 業績指標

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）の重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路における信号機等のバリアフリー化の割合

達成目標：

原則として、バリアフリー法の重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路すべてにおいて、バリアフリー対応型信号機等を整備する。

	基準年：19年度 達成年：24年度 効果の把握の結果： 信号機等のバリアフリー化の割合は、22年度末現在で96.0%となった。 以上から、おおむね目標の達成に向けて推移していると認められる。		
関係する施策方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第一次社会資本整備重点計画（閣議決定）	平成15年10月10日	第 3 章 < 交通安全施設等整備事業 > 2
	第 8 次交通安全基本計画（中央交通安全対策会議）	平成18年3月14日	第 1 部第 1 章第 3 節 - 1、 2 < 道路交通環境の整備 > < 交通安全思想の普及徹底 >
			第1部第1章第3節 2 (1)カ「高齢者に対する安全教育の推進」 3 (1)エ「高齢運転者対策の充実」 8 (1)イ(7)「高齢者の交通行動特性に関する研究の推進」
			第 1 部第 1 章第 3 節 - 5 < 道路交通秩序の維持 >
			第 1 部第 1 章第 3 節 - 2 < 交通安全思想の普及徹底 >
	第二次社会資本整備重点計画（閣議決定）	平成21年3月31日	第 5 章 < 交通安全施設等整備事業 >

政策評価調書（個別票１）

【政策ごとの予算額等】

政策名		国の公安の維持		評価方式		実績評価		番号	
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度概算要求額			
予算 の 状 況	当 初 予 算 （ 千 円 ）	12,954,155	13,025,443	12,891,237	12,649,412	12,617,352			
		< 121,322,032 >	< 112,825,471 >	< 119,561,384 >	< 103,367,889 >	< 127,337,069 >			
	補 正 予 算 （ 千 円 ）	100,065	687,238	0	0				
		< 2,267,751 >	< 107,562,403 >	< 3,838,330 >	< 16,608,469 >				
	繰 越 し 等 （ 千 円 ）	0	0	0					
		< 2,663,809 >	< 834,614 >	< 35,885,711 >					
	計（千円）	12,854,090	13,712,681	12,891,237					
		< 121,718,090 >	< 221,222,488 >	< 159,285,425 >					
執行額（千円）		12,664,695	12,902,793	12,332,193					
		< 116,708,667 >	< 162,651,642 >	< 122,648,492 >					
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法		別添平成22年度実績評価書要旨参照。							
政策評価結果を受けて 改善すべき点									
政策評価結果の予算概算要求等 への反映状況		既存の施策を引き続き実施すべきであるとされた政策評価結果を踏まえ、引き続き、国の公安の維持を図るための各種施策（重大テロ等への対策、大規模災害対策、警備対象勢力の視察・追及、屋内外の関係機関との情報交換等のための各種会議の開催等）を実施する必要があることから、これに必要な経費を概算要求した。							

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	国の公安の維持					番号			(千円)
	予 算 科 目						予算額		政策評価結果の反映による見直し額合計
	整理番号	会計	組織 / 勘定	項	事項	23年度 当初予算額	24年度 概算要求額		
対応表において●となっているもの	A	1	一般	警察庁	警備警察費	国の公安の維持に必要な経費	11,915,647	11,943,851	-410
	A	2	一般	警察庁	皇宮警察費	護衛・警備に必要な経費	733,765	673,501	
	A	3	一般	警察庁	船舶建造費	船舶建造に必要な経費	< 0 >	< 0 >	
	A	4	一般	警察庁	東日本大震災復旧・復興船舶建造費	東日本大震災復旧・復興に係る船舶建造に必要な経費	< 0 >	< 782,755 >	
	小計						12,649,412 < 0 > の内数	12,617,352 < 782,755 > の内数	-410
対応表において○となっているもの									
	小計								0
対応表において○となっているもの	C	1	一般	警察庁	科学警察研究所	研究・鑑定等に必要な経費	< 803,787 >	< 751,216 >	
	C	2	一般	警察庁	警察活動基盤整備費	警察活動基盤の整備に必要な経費	< 102,564,102 >	< 110,285,565 >	
	C	3	一般	警察庁	東日本大震災復旧・復興警察活動基盤整備費	東日本大震災復旧・復興に係る警察活動基盤の整備に必要な経費	< 0 >	< 15,517,533 >	
							< >	< >	
	小計						< 103,367,889 > の内数	< 126,554,314 > の内数	
対応表において○となっているもの							< >	< >	
							< >	< >	
							< >	< >	
							< >	< >	
	小計								
合計						12,649,412 < 103,367,889 > の内数	12,617,352 < 127,337,069 > の内数	-410	

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		国の公安の維持				番号		(千円)
事務事業名	整理番号		予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容	
			23年度 当初 予算額	24年度 概算要求額	増減			
地域テロ対策協議の開催に要する経費	A	1	902	492	410	410	既存の施策を引き続き実施すべきであるとされた政策評価結果を踏まえ、地域テロ対策協議の開催に必要な予算を要求する一方、同協議に係る通訳体制を見直すなど経費節減を図った。	

合計						410		

平成22年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成23年 7 月

担当部局名 警察庁警備局

施策名	国の公安の維持	政策体系上の位置付け
		基本目標 5
施策の概要	業績目標 1 重大テロ事案等（注 1）の予防鎮圧 的確な警備措置を講ずることにより、重大テロ事案等の予防鎮圧を図る。 注 1：国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがあるテロリズム及び反グローバリズム運動に伴う大規模暴動等	
	業績目標 2 大規模自然災害等の重大事案への的確な対処 的確な警備措置を講ずることにより、大規模自然災害等の重大事案発生に伴う被害の最小化等 を図る。	
	業績目標 3 警備犯罪取締りの的確な実施 主要警備対象勢力（注 2）による違法事案に対する的確な対処、関係機関との連携強化等によ り、公安及び国益を害する犯罪の取締りを的確に実施する。 注 2：警備犯罪（国の公安又は利益に係る犯罪、警備実施に関連する犯罪その他各種の社会運動に伴う犯罪）を行い、又は行うおそれのある主要 な対象	
	業績目標 4 国内外における情報収集・分析機能の強化による対日有害活動・国際テロ等の未然 防止及びこれらの事案への的確な対処 諜報事案、拉致容疑事案、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事案、国際テロ等に係る国内外の 情報収集・分析機能を強化することにより、対日有害活動・国際テロ等の未然防止を図るととも に、これら事案に的確に対処する。	
	【評価結果の概要】	
	（評価の結果）	
	業績目標 1 重大テロ事案等の予防鎮圧 業績指標 、 、 及び については目標を達成したことから、業績目標である「重大テロ事案 等の予防鎮圧」を達成したと認められる。	
	業績目標 2 大規模自然災害等の重大事案への的確な対処 業績指標 については、現在も災害警備活動を行っているところであるが、業績指標 及び につ いては目標を達成したことから、業績目標である「大規模自然災害等の重大事案への的確な対 処」をおおむね達成したと認められる。	
	業績目標 3 警備犯罪取締りの的確な実施 業績指標 及び については、ともに目標をおおむね達成したことから、業績目標である「警備 犯罪取締りの的確な実施」をおおむね達成したと認められる。 しかし、依然として、漁船による密入国等、犯行手口が複雑・巧妙化していることから、引き続 き、不法滞在者数をより減少させるため、今後とも取締りの強化を図る必要がある。	
	業績目標 4 国内における情報収集・分析機能の強化による諜報・国際テロ等の未然防止及びこ れらの事案への的確な対処 業績指標 及び については目標を達成し、業績指標 については目標をおおむね達成したこと から、業績目標である「国内外における情報収集・分析機能の強化による対日有害活動・国際テロ 等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処」をおおむね達成したと認められる。 しかしながら、依然として厳しい国際テロ情勢及び活発化する対日有害活動をめぐる状況を踏ま えると、情報収集・分析機能をより一層強化していく必要があるものと認められる。	
	（評価の結果の政策への反映の方向性）	
	業績目標 1 重大テロ事案等の予防鎮圧 今後とも、情勢に応じた適時・適切な警戒警備、大規模警衛・警護警備等の実施、関係機関との 連携強化及び各種訓練の徹底による的確な警備措置を推進する。 また、これら警備措置や事案対処に当たる部隊等の装備資機材や体制の充実強化を図り、その対 処能力の更なる向上に努めることにより、国の公安の維持に万全を期する。	
	業績目標 2 大規模自然災害等の重大事案への的確な対処 今後とも、関係機関との連携強化及び各種訓練の徹底による的確な警備措置を推進する。 また、23年 3 月に発生した東北地方太平洋沖地震が未曾有の被害をもたらし、地震に伴って発生 した福島第一原子力発電所における事故が国民生活に甚大な影響を及ぼしていることから、津波を 始めとする大規模自然災害や原子力災害に的確に対処するため、政府における検討状況を踏まえ て、警察庁においても従来の対策の見直しを行う。これに伴い、大規模自然災害等の重大事案発生 時に必要な装備資機材や体制を強化する。 さらに、各種警備措置や事案対処に当たる部隊等に必要な装備資機材や体制の充実強化を図り、 その対処能力の更なる向上に努めることにより、国の公安の維持に万全を期する。	

施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等

業績目標3 警備犯罪取締りの的確な実施 引き続き、主要警備対象勢力に対する的確な対処により、公安及び国益を害する犯罪の取締りを的確に実施する。 また、不法滞在者については、18年から22年までの5年間で約半減したものの、いまだ多数の不法滞在者が存在していることから、入国管理局との合同摘発等関係機関との連携強化や退去強制の効率化の推進により、不法滞在者の更なる取締りの強化を推進する。
業績目標4 国内における情報収集・分析機能の強化による諜報・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処 情報収集・分析機能は一定の強化が図られたが、引き続き、情報収集・分析態勢の強化、国内外の関係機関との情報交換を図り、情報収集・分析機能の強化を進めていく。
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】
業績目標1 業績指標 重大テロ事案等の発生状況（事例） 達成目標： 重大テロ事案等の未然防止を図る。 基準年：17～21年度 達成年：22年度 効果の把握の結果： 重大テロ事案等の予防鎮圧に向けた各種施策を推進した結果、重大テロ事案等の発生はなかったことから、目標を達成した。
業績目標1 業績指標 重大テロ事案等の対処に係る各種訓練の実施状況（件数及び事例） 達成目標： 各種訓練を的確に実施する。 基準年：17～21年度 達成年：22年度 効果の把握の結果： 21年度に比較して訓練の実施回数は減少したが、放射性物質を利用したテロへの対処に係る実動訓練等、これまでに行っていない新たな想定の実動訓練に参加するなど、各種訓練を的確に実施したことから、目標を達成した。
業績目標1 業績指標 治安警備及び警衛・警護の実施状況（事例） 達成目標： 的確な警備措置を行い、警備対象の安全を図る。 基準年：17～21年度 達成年：22年度 効果の把握の結果： 国内外の諸情勢を踏まえた警戒警備、警衛・警護警備を推進したことにより、警備対象の安全が図られたことから、目標を達成した。
業績目標1 業績指標 情報交換等関係機関との連携状況（事例） 達成目標： 関係機関との連携を強化する。 基準年：17～21年度 達成年：22年度 効果の把握の結果： 関係機関との連携強化を的確に推進したことから、目標を達成した。
業績目標2 業績指標 大規模自然災害等の重大事案への対処に係る各種訓練の実施状況（件数及び事例） 達成目標： 各種訓練を的確に実施する。 基準年：17～21年度 達成年：22年度 効果の把握の結果： 重大事案対処に係る各種訓練を的確に実施したことから、目標を達成した。
業績目標2 業績指標

災害警備活動の実施状況（事例）

達成目標：

重大事案発生に伴う被害の最小化を図る。

基準年：17～21年度 達成年：22年度

効果の把握の結果：

大規模自然災害等の重大事案発生に伴い、各種災害警備活動を実施しているところである。

業績目標2 業績指標

情報交換等関係機関との連携状況（事例）

達成目標：

関係機関との連携を強化する。

基準年：17～21年度 達成年：22年度

効果の把握の結果：

関係機関との連携強化を推進していることから、目標を達成した。

業績目標3 業績指標

警備犯罪の検挙状況（検挙件数及び検挙事例）及び対処状況（対処事例）

達成目標：

主要警備対象勢力による違法事案に対し、的確な取締りを実施する。

基準年：17～21年 達成年：22年

効果の把握の結果：

主要警備対象勢力への対処が的確に行われたことから、目標をおおむね達成した。

業績目標3 業績指標

入国管理局との合同摘発を始めとする関係機関との連携状況（不法滞在者数及び合同摘発人員数の推移並びに摘発事例）

達成目標：

関係機関との連携を強化する。

基準年：17～21年 達成年：22年

効果の把握の結果：

合同摘発や入管法違反事件の捜査等を通じて、入国管理局等関係機関との連携強化を図り、警察を含めた関係機関が取締りを強化した結果、合同摘発人員数は17年から21年までの平均を下回ったものの、我が国における不法滞在者数の減少傾向をより一層推し進め、我が国における不法滞在者数が18年から22年までの間に約半減していることにも寄与していることから、目標をおおむね達成した。

業績目標4 業績指標

国内外の関係機関との情報交換等の連携状況（事例）

達成目標：

関係機関との連携を強化する。

基準年：17～21年度 達成年：22年度

効果の把握の結果：

国内外の関係機関との情報交換等の連携が強化されていることから、目標を達成したと認められる。

業績目標4 業績指標

国際テロの発生状況（事例）

達成目標：

国際テロの未然防止を図る。

基準年：17～21年度 達成年：22年度

効果の把握の結果：

国際テロ対策を積極的に推進した結果、22年度中、我が国において国際テロの発生はなかったことから、目標を達成した。

業績目標4 業績指標

	北朝鮮による拉致容疑事案、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事案等対日有害活動に係る事案への取組状況（事例） 達成目標： 北朝鮮による拉致容疑事案、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事案等対日有害活動に的確に対処する。 基準年：17～21年度 達成年：22年度 効果の把握の結果： 今後取組をより一層強化する必要があるものの、対日有害活動に係る事案への的確な対処が行われたことから、目標をおおむね達成した。		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第170回国会における内閣総理大臣施政方針演説	平成20年9月29日	集中豪雨や地震など、自然災害が相次いでいます。復旧・復興には、無論、万全を期してまいります。
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008	平成20年12月	第3 国際化への対応
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008	平成20年12月	第6 テロの脅威等への対処

政策評価調書（個別票１）

【政策ごとの予算額等】

政策名		犯罪被害者等の支援の充実		評価方式	実績評価	番号	
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度概算要求額	
予算 の 状 況	当 初 予 算 （ 千 円 ）	2,170,447	3,161,310	2,071,710	1,816,444	1,623,149	
		< 120,689,476 >	< 112,318,282 >	< 119,228,024 >	< 103,367,889 >	< 126,554,314 >	
	補 正 予 算 （ 千 円 ）	0	0	0	0		
		< 2,266,455 >	< 107,567,528 >	< 3,925,990 >	< 16,445,966 >		
	繰 越 し 等 （ 千 円 ）	0	0	0			
		< 2,663,809 >	< 834,614 >	< 35,885,711 >			
	計（千円）	2,170,447	3,161,310	2,071,710			
		< 121,086,830 >	< 220,720,424 >	< 159,039,725 >			
執行額（千円）		2,114,703	2,564,276	1,837,737			
		< 116,077,407 >	< 162,149,578 >	< 122,402,792 >			
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法		別添平成22年度実績評価書要旨参照。					
政策評価結果を受けて 改善すべき点							
政策評価結果の予算概算要求等 への反映状況		既存の施策を引き続き実施すべきであるとされた政策評価結果を踏まえ、引き続き、犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実を図るために必要な経費を概算要求した。					

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	犯罪被害者等の支援の充実						番号				(千円)
	予 算 科 目						予算額		政策評価結果の反映による見直し額合計		
	整理番号		会計	組織 / 勘定	項	事項	23年度 当初予算額	24年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	A	1	一般	警察庁	犯罪被害給付費	犯罪被害給付に必要な経費	1,816,444	1,623,149			
	小計						1,816,444	1,623,149	0		
対応表において○となっているもの											
	小計								0		
対応表において○となっているもの	C	1	一般	警察庁	科学警察研究所	研究・鑑定等に必要な経費	< 803,787 >	< 751,216 >			
	C	2	一般	警察庁	警察活動基盤整備費	警察活動基盤の整備に必要な経費	< 102,564,102 >	< 110,285,565 >			
	C	3	一般	警察庁	東日本大震災復旧・復興警察活動基盤整備費	東日本大震災復旧・復興に係る警察活動基盤の整備に必要な経費	< 0 >	< 15,517,533 >			
							< >	< >			
	小計						< 103,367,889 > の内数	< 126,554,314 > の内数			
対応表において○となっているもの							< >	< >			
							< >	< >			
							< >	< >			
							< >	< >			
	小計										
合計						1,816,444 < 103,367,889 > の内数	1,623,149 < 126,554,314 > の内数	0			

平成22年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成23年 7 月

担当部局名 警察庁長官官房給与厚生課

施策名	犯罪被害者等の支援の充実	政策体系上の位置付け
		基本目標 6
施策の概要	業績目標 1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実 犯罪被害者等は、犯罪による直接的被害に加えて、精神的苦痛、経済的損害等の様々な被害を被っており、多様な場面において支援を必要としていることから、犯罪被害者等に対する経済的・精神的支援等の総合的な支援を充実させる。	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】	
	(評価の結果)	
	業績目標 1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実 業績指標 については目標をおおむね達成し、業績指標 、 及び については目標を達成したことから、業績目標である「犯罪被害者等に対する経済的・精神的支援等総合的な支援の充実」をおおむね達成したと認められる。 今後、業績指標 の評価を踏まえ、犯罪被害者等に対するカウンセリング体制について、更なる充実を図る必要がある。	
	(評価の結果の政策への反映の方向性)	
	業績目標 1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実 今後とも、民間被害者支援団体等の関係機関・団体と連携を図りつつ、犯罪被害者等に対する経済的・精神的支援等総合的な支援の充実を図る。 特に、犯罪被害者等に対するカウンセリング体制の更なる充実を図るため、適任者の確保、研修の充実等について、都道府県警察に対する必要な指導を行っていくこととする。	
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】	
	業績目標 1 業績指標 : 犯罪被害給付制度の運用状況（申請に係る被害者数、支給被害者数、不支給被害者数、裁定・決定金額及び平成20年度法律・政令改正に伴う経済的支援の拡充に係る被害者数、裁定・決定金額） 達成目標： 犯罪被害給付制度の適切な運用を図る。 基準年：17～21年度 達成年：22年度 効果の把握の結果： 裁定を受けた被害者数は前年度から若干減少しているものの裁定・決定金額は増加しており、また、20年7月1日に施行された法律・政令改正により支給額が拡大された裁定を受けた被害者数及び裁定・決定金額は大幅に増加していることから、犯罪被害給付制度の適切な運用を図るという目標を達成した。	
	業績目標 1 業績指標 : 身体犯被害者に対する診断書料、初診料等の支給件数 達成目標： 性犯罪被害者を始めとする身体犯被害者に対する初診料等の適切な支給を図る。 基準年：17～21年度 達成年：22年度 効果の把握の結果： 診断書料、初診料及び検案書料の支給件数がいずれも前年度より増加しており、これらの数値は17年度から22年度にかけて増加傾向にあり、性犯罪被害者を始めとする身体犯被害者に対する診断書料、初診料等の適切な支給を図るという目標は達成したと認められる。	
	業績目標 1 業績指標 : 犯罪被害者等に対するカウンセリング体制の整備状況（警察における臨床心理資格を有する被害者相談専門要員の配置数、その他の被害者相談専門要員の配置数） 達成目標： それぞれの指標について最近の増加傾向を維持する。 基準年：17～21年度 達成年：22年度 効果の把握の結果： 「その他の相談要員」の数が微減しているものの、カウンセリング業務における要となる「臨床心理資格を有する相談要員」については前年数を維持していることから、それぞれの指標について最近の増加傾向を維持するという目標はおおむね達成したと認められる。	

業績目標 1 業績指標： 関係機関・団体等との連携状況（民間被害者支援団体における相談受理件数、犯罪被害者等早期援助団体の指定数及び警察からの情報提供件数） 達成目標： それぞれの指標について最近の増加傾向を維持する。 基準年：17～21年度 達成年：22年度 効果の把握の結果： 民間被害者支援団体における相談受理件数、犯罪被害者等早期援助団体の指定数及び警察からの情報提供件数のいずれも増加したことから、それぞれの指標について最近の増加傾向を維持するという目標は達成したと認められる。			
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画	平成15年12月	第 1 - 3 犯罪被害者の保護
	犯罪被害者等基本計画（閣議決定）	平成17年12月	-第 1 - 2 給付金の支給に係る制度の充実等
	犯罪被害者等基本計画	平成17年12月	-第 4 - 2 相談及び情報の提供等
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008	平成20年12月	第 1 - 7 犯罪被害者の保護

政策評価調書（個別票１）

【政策ごとの予算額等】

政策名		安心できるＩＴ社会の実現		評価方式	実績評価	番号	
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度概算要求額	
予算 の 状 況	当 初 予 算 （ 千 円 ）	195,811	214,459	207,630	227,291	223,945	
		< 120,689,476 >	< 112,318,282 >	< 119,228,024 >	< 103,367,889 >	< 126,554,314 >	
	補 正 予 算 （ 千 円 ）	587	0	0	0		
		< 2,266,455 >	< 107,567,528 >	< 3,925,990 >	< 16,445,966 >		
	繰 越 し 等 （ 千 円 ）	0	0	0			
		< 2,663,809 >	< 834,614 >	< 35,885,711 >			
	計（千円）	195,224	214,459	207,630			
		< 121,086,830 >	< 220,720,424 >	< 159,039,725 >			
執行額（千円）		169,294	189,393	178,765			
		< 116,077,407 >	< 162,149,578 >	< 122,402,792 >			
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法		別添平成22年度実績評価書要旨参照。					
政策評価結果を受けて 改善すべき点							
政策評価結果の予算概算要求等 への反映状況		既存の施策を引き続き実施すべきであるとされた政策評価結果を踏まえ、サイバー犯罪の取締り及び抑止のための活動を強化するとともに、電子機器等を解析する能力の強化、国内外関係機関・民間企業との連携等デジタルフォレンジックに係る取組みの強化により効率的かつ効果的な技術支援を行っていくほか、サイバーテロ対策の底上げ及びサイバーテロに迅速・的確に対応するための体制の強化に向けた取組を進めるなどサイバー空間の安全確保に向け、サイバー空間、サイバーテロ対策を推進するために必要な経費を概算要求した。					

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	安心できるＩＴ社会の実現					番号			(千円)
	予 算 科 目						予算額		政策評価結果の反映による見直し額合計
	整理番号		会計	組織 / 勘定	項	事項	23年度 当初予算額	24年度 概算要求額	
対応表において● となっているもの	A	1	一般	警察庁	情報技術犯罪対策費	情報技術犯罪対策に必要な経費	227,291	223,945	
	A	2	一般	警察庁	科学警察研究所	研究・鑑定等に必要な経費	< 803,787 >	< 751,216 >	
	A	3	一般	警察庁	警察活動基盤整備費	警察活動基盤整備に必要な経費	< 102,564,102 >	< 110,285,565 >	
	A	4	一般	警察庁	東日本大震災復旧・復興警察活動基盤整備費	東日本大震災復旧・復興に係る警察活動基盤整備に必要な経費	< 0 >	< 15,517,533 >	
	小計						227,291 < 103,367,889 > の内数	223,945 < 126,554,314 > の内数	0
対応表において となっているもの									
	小計								0
対応表において○ となっているもの							< >	< >	
							< >	< >	
							< >	< >	
							< >	< >	
小計									
対応表において となっているもの							< >	< >	
							< >	< >	
							< >	< >	
							< >	< >	
小計									
合計						227,291 < 103,367,889 > の内数	223,945 < 126,554,314 > の内数	0	

平成22年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成23年 7 月

担当部局名 警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課、
警備局警備企画課、情報通信局情報技術解析課

施策名	安心できる I T 社会の実現	政策体系上の位置付け
		基本目標 7
施策の概要	業績目標 1 情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止 I T が国民生活や社会経済活動に多大な影響を与える存在となっていることを踏まえ、情報セキュリティを確保するとともに、ネットワークを悪用した犯罪を始めとするサイバー犯罪の取締り、サイバーテロ対策等を進めることにより、安心できる I T 社会を実現する。	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】	
	(評価の結果)	
	業績目標 1 情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止 業績指標 、 、 及び については目標を達成したことから、業績目標である「情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止」を達成したと認められる。 しかしながら、サイバー犯罪対策については、犯罪の手口が高度化・多様化していることや、インターネット・ホットラインセンターが受理した違法情報・有害情報件数が依然として増加を続けていること等を踏まえ、取組を更に強力に推進する必要がある。 また、サイバーテロ対策については、サイバー攻撃手法の高度化に加え、サイバーテロには至らないまでも、22年 9 月、中国のハッカー集団を称する者が、我が国の政府機関等に対しサイバー攻撃を行うよう呼び掛け、警察庁のウェブサーバに対してこれに関連したとみられるアクセスが集中するなどの事案が発生していることから、今後も更に取組を強化する必要がある。 さらに、犯罪に悪用されている技術の高度化・複雑化や電子機器、ソフトウェア等の種類の増加・多様化が進んでおり、引き続き犯罪捜査に対する効果的かつ効率的な技術支援を行う必要がある。	
	(評価の結果の政策への反映の方向性)	
	業績目標 1 情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止 不正アクセス行為やネットワーク利用犯罪は、国民にとって身近な犯罪であり、国民の日常生活にも大きく影響することから、最新の情報通信技術に精通した捜査官を育成するとともに、大規模な不正アクセス事件等に対応するため、サイバー犯罪捜査に必要となる各種資機材を整備することなどにより、サイバー犯罪の取締り及び抑止のための活動を強化する。 また、サイバーテロ対策に係る体制の強化並びに事案の未然防止及び事案発生時における迅速・的確な対処のための取組を進めるほか、電子機器等を解析する能力の強化、国内外関係機関・民間企業との連携等デジタルフォレンジックに係る取組の強化により効果的かつ効率的な技術支援を行うなど、情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止を更に強力に推進することとする。	
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】	
	業績目標 1 業績指標 ： 不正アクセス行為の検挙率 達成目標： 不正アクセス行為の検挙率を過去 5 年間の平均より増加させる。 基準年：17～21年 達成年：22年 効果の把握の結果： 不正アクセス行為の検挙率を過去 5 年間の平均より増加させるという目標を達成した。	
	業績目標 1 業績指標 ： サイバーテロの発生状況 達成目標： サイバーテロの発生及び被害の拡大を防止する。 基準年：17～21年度 達成年：22年度 効果の把握の結果： サイバーテロの発生を防止するという目標を達成した。	
	業績目標 1 業績指標 ： 技術支援件数 達成目標： 技術支援件数について、最近の増加傾向を維持する。 基準年：17～21年度 達成年：22年度 効果の把握の結果： 技術支援件数について最近の増加傾向を維持するという目標を達成した。	
	業績目標 1 業績指標 ：	

	ネットワーク利用犯罪の検挙件数 達成目標： ネットワーク利用犯罪の検挙件数について、最近の増加傾向を維持する。 基準年：17～21年 達成年：22年 効果の把握の結果： ネットワーク利用犯罪の検挙件数について最近の増加傾向を維持するという目標を達成した。		
関係する施政方針 演説等内閣の重 要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008 (犯罪対策閣僚会議決定)	平成20年12月	第5 < 安全なサイバー空間の構築 >
	新たな情報通信技術戦略(高度情報通信ネット ワーク社会推進戦略本部決定)	平成22年 5 月	- 4 < 安全・安心な情報セキュリティ環境の実現 >
	国民を守る情報セキュリティ戦略(情報セキュ リティ政策会議決定)	平成22年 5 月	- 1 < 大規模サイバー攻撃事態への対処体制の整 備等 > 等